

平成 2 7 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 2 7 年 9 月 1 1 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第1日目）記録

平成27年9月11日（金）午後2時00分開会

出席委員（6名）

1番	笠井政明君	3番	栗原京子君
7番	飯田桂司君	8番	村木脩君
11番	森田禮治君	13番	定居利子君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（5名）

健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君
健康づくり課長補佐兼保健予防係長	柴田美保子君	健康づくり課長補佐兼介護係長	齋藤和也君
健康づくり課国民保険係長	鈴木和重君		

議会事務局

書記 木村昌樹君

開会 午後 2時00分

○臨時委員長（森田禮治君） 2時5分ということだったけれども、全員揃いました。時間がちょっと早いようですけれども、始めたいと思います。

東伊豆町議会委員会条例第9条第2項の規定に基づき、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計決算審査特別委員会は成立しましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより委員長選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時委員長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） 異議なしと認めます。したがって、臨時委員長が指名することに決定しました。

委員長に7番、飯田桂司君を指名します。

お諮りいたします。ただいま臨時委員長が指名しました7番、飯田桂司君を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長（森田禮治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7番、飯田君が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました7番、飯田君が本委員会に出席しておりますので、本席より告知いたします。

7番、飯田君に委員長就任の御挨拶をお願いします。

○委員長（飯田桂司君） 今、臨時委員長から指名ということで委員長の指名をいただきました。大変なれないものですから皆さんの御協力をいただきまして、スムーズな委員会をしていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願ひいたします。

○臨時委員長（森田禮治君） これで私の役目は終了しました。御協力ありがとうございます。委員長には恐れ入りますが、委員長席にお願いします。暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時03分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

これより副委員長選挙を行います。

お諮りします。副委員長の選挙は、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、委員長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、委員長が指名することに決定しました。

副委員長に13番、定居利子君を指名します。

ただいま委員長が指名しました13番、定居利子君を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました13番、定居利子君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました13番、定居利子君が本委員会に出席しておりますので、本席より告知いたします。

13番、定居利子君に副委員長の御挨拶をお願いします。

○副委員長（定居利子君） 委員長を補佐し、また皆様方には議事進行がスムーズに行われますように、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時10分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

初めに、本委員会に付託されました議案第57号 平成26年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

これより質疑に入ります。

まず、質疑の対象を国民健康保険の歳入全般といたします。ひとつよろしくお願ひいたします。

ありますか。

（何事か言う声あり）

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時12分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○8番（村木 脩君） 数字がどうこうではなくて、国保の枠全体が減っているわけだから、これについて結局は税のほうも当然減ってくるわけなんだけれども、それについて給付費の割合というのはどうなのか。給付費は横ばいで税が減るとか、今の状況で世帯数も減っているだろうし、そしてその何ていうのか、わかれば年齢が入っている人たちが国保の場合、今結構みんな上の人が多い。だから、その辺の今後の見通しというか、決算状況を見て、その今後の国保のあり方というのはいつから県へ行っちゃうのかわからないけれども、行ったっ

てその辺は結構町村に負担は来ると思う。その辺についてちょっと教えてもらいたい。

○健康づくり課参事（村上則将君） 給付費のほうの加入者の状況のほうから説明します。

加入者のほうは減になっておりますけれども、資料のほうの成果説明書の87ページのほうをごらんいただければと思います。

今現在、26年と25年の比較について、一番上の1番のところに世帯数、被保険者数の状況を3月31日現在を比較したものを記載してございますけれども、こちらで被保険者数、世帯数は26年度が3,005、25年度は3,113という形でやはり減になっておりまして、被保険者数につきましても5,116人、5,389人からの減となっております、全体、町の被保険者の加入率というのは、町の人口に対しての加入率になりますけれども、38.92%、40.30%とこちらもやはり減となっております。

内訳、91ページのほうをおめくりいただければと思いますけれども、こちらに上の段1番のほうですが、被保険者の状況ということで、25年度中から26年度にかけての移動の状況がこちらのほうには記載をさせていただいております。

当然、加入者が減ることによって、国保税のほうも減少になるということはあるまして、当然国保の場合は、それだけでなく所得の関係や、固定資産税のほうの関係もありますもので、相まって減少傾向ですけれども、これに対しまして療養費のほうは現時点では横ばい状態という状況です。

ただ、医療費自体が横ばいなので、加入者が減っているので、1人当たりのかかっているお金は少しずつ上昇してはいますけれども、全体としての医療費は横ばいというような状況になっております。

○8番（村木 脩君） 県のほうへ行く時期というのはいつか。

○健康づくり課参事（村上則将君） 県のほうにつきましては、平成30年度4月から県に移行となりますけれども、今、町が被保険者になっておりますけれども、新たに県が保険者に加わり、財政的な部分を県が行い、保険証の交付とかそういった事務は町のほうが、当然賦課徴収も町は行うようになりますが、県下での一律の税率というものがまず示され、それに基づいて各町の率を示されるんですけれども、それによって各町は自分たちの町でどういう形にするかというのはまた運協を開いて、また開くという形で、県でも運協が開催され、町でも運協を開催し、町の税率は決めていくというような形になるんですが、まだ詳細は今、国のほうが協議中ですので、まだ詳細は示されてはいないのですが、大まかなところそのような動きです。

以上です。

- 1番（笠井政明君） では、ちょっとお伺いをしたいんですけれども、決算書の13ページ、9款の繰入金の1項1目4節その他一般会計繰入金とはどのようなものか、ちょっとお教えいただければと思います。
- 健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 御質問の件ですけれども、こちらのその他一般会計繰入金といますのは、人工透析患者さんの医療分、こちらを一般会計より法定外繰入といまして、国保特別会計のほうに収入をしているものであります。
- 1番（笠井政明君） 今、人工透析の方の分を一般会計からということなんですけれども、大体何人ぐらいでどのぐらい、一人頭かかっているかわかりますか。
- 健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 平成27年3月31日現在ですが、16名となっております。一般被保険者13名、退職被保険者3名という内訳になっております。
- 13番（定居利子君） 関連ですけれども、人工透析の関係なんですけれども、予備軍というのが大変大勢いらっしゃると思うんですよ。やっぱり予備軍というのは、食生活等によって、ある程度改善されるということが示されているんですけれども、そういう指導等はやられているんですか。
- 健康づくり課長補佐兼保健予防係長（柴田美保子君） 予備軍の指導についてですけれども、特定健診を受けられた事後指導で慢性腎臓病対策ということで、26年度から重点的に指導を行うようにしております。訪問指導等で保健師が訪問しまして、今の医療状況や生活習慣見直しのアドバイスを行っております。今年度についても県のモデル事業に選ばれて、県とともに対策を立てていくんですが、町内に腎臓専門の医療機関がないものですから、町内の医療機関と連携をとりまして、早期発見し、早期に腎臓の専門医に受診できるような体制をつくっていくような計画も行っています。
- 13番（定居利子君） 特定健診なんかでもそういう腎臓の予備軍というんですか、そういう数値が上がっているよというのは、やはりそういう特定健診に来られた方には通知をするという形になっていますか。
- 健康づくり課長補佐兼保健予防係長（柴田美保子君） 特定健診の血液検査の項目に血清クレアチニンという項目があります。その項目と尿検査の尿たんぱく、尿潜血をあわせて対象者を絞り込むことができますので、それをもって設定をしております。
- 13番（定居利子君） 人工透析というのはやはり医療費も膨大にかかりますので、結局、腎臓から心臓へとやっぱり病気がいろいろと関連がありますので、極力こういう予備軍の方

たちに指導をしていただいて、腎臓の人工透析を少なくすれば、医療費の削減にもなると思
いますので、努力をしていただきたいと思います。

○3番（栗原京子君） 決算書の2ページなんですけれども、歳入1、国民健康保険税の不納
欠損額が4,134万7,839円となっていますけれども、その状況を教えていただきたいです。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 不納欠損の状況について御説明申し上げます。

成果説明書のほうの87ページ、中段より少し下のところ不納欠損の状況ということで、成
果説明書のほうには書かせていただいておりますけれども、地方税法第15条の7第4項、こ
れは執行停止をした後に3年を経過したもの、こちらが96件、1,510万2,338円となってお
ります。同じく、地方税法第15条の7第5項、こちらは地方税を徴収することができないこと
が明らかであるもの、こちらのほうが87件、887万6,756円となっております。地方税法第18
条、こちらは5年間行使しないことによる納税義務の消滅、いわゆる時効というものなんで
すけれども、168件、1,736万8,745円となっております。合計で4,134万7,839円の不納欠損
額となっております。

以上です。

○13番（定居利子君） 今の関連ですけれども、不納欠損の、今質問されたんですけれども、
この執行停止というのは、例えば健康保険証が使えないとか、そういう説明をしてあげてい
ただきたいんですけれども、この文面だけではちょっとわからない部分があるので申しわけ
ない。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） まず、執行停止といいますのは、保険証をどう
のこうのことよりも、うちのほうで調査等を行いまして、まず財産がないであるとか、
差し押さえすることによって生活が困窮するとか、所在が不明であるとか、あと所在が不明
でなおかつ財産もあるかどうか不明ということが条件となっております。

調査をした結果によって、税の徴収の執行を停止するということになっております。

（何事か言う声あり）

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） はい。

地方税法15条の7の第4項といいますのは、先ほど言った執行停止をかけまして3年間、
通常の時効というのは5年なんですけれども、執行停止をかけますと3年で徴収権がなくな
るということになっております。

地方税法第15条の7第5項といいますのは、いわゆる即時欠損と申しまして、執行停止を
かけてすぐにそのまま欠損をかけるというものになります。

地方税法第18条、こちらはいわゆる時効、5年間経過してしまって、納税義務が消滅するということになります。

○7番（飯田桂司君） ちょっと、予防のほうの関係でちょっと私聞きたいんですけども、先般、白田の福祉センターのほうでちょっと出た健康づくりの推進の関係で、自殺の関係のちょっと寂しい関係の、ちょっとここのところ、昨年あたりは多かったのかなということが、つい思うんですけども、病気とかそういうものがあって、やはり職員はもとより、うちの家庭の環境も多分にあるかと思うんですけども、やはり亡くなる。あるいは家族の方にしてみると大変気の毒だなというところが多分にあるわけですけども、現状についてちょっとわかりましたら、今年も含めて、その状況をちょっと教えていただきたい。わかりますか。

（「委員長、すみません。今日はちょっと資料を……」の声あり）

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 自殺の関係になりますけれども、成果表の83ページをお願いします。ちょっと表が一般的に示されてはあります。

○健康づくり課長補佐兼保健予防係長（柴田美保子君） 26年度については成果表に載せていただいたんですが、今年度についてはちょっとはっきりとした数字を今出すということがちょっとまだ準備がしていませんので、出ないんですが。

○7番（飯田桂司君） いつもやっぱりちょっと歩いているなど、ふらふら歩いているなどというところがあると、うちのほうへと連絡があったり、それもまた家内もちょっと介護のほうをやっているものですから、そんなことでちょっと知っておりますけれども、やはり地域の協力なんかも必要だと思うんですよ。ちょっとわからなくなるかなとか、不慮の事故で亡くなるような方もあろうかと思うので、ぜひそういうところも周知をちょっとしていただくのもいいのかなと、バス協会だとか、あるいはいろんな形で周知をして、今やっておられるかと思えますけれども、やはり地域の方がちょっと歩いているよとか、そういうことはちょっと確認していただくこともちょっと予防になるんじゃないかということで、ひとつよろしくをお願いします。私の要望です。

○健康づくり課長補佐兼保健予防係長（柴田美保子君） 今日は役場1階のほうであじさい学級が行われているんですけども、そこでゲートキーパー研修とあって、ちょっと……

（「ゲー、何ですか」の声あり）

○健康づくり課長補佐兼保健予防係長（柴田美保子君） ゲートキーパー研修というものを、保健師が講師になりまして今実施しているところだと思いますが、そういった少し元気がないとか、ちょっと眠れないとか、相談を受けたときには話を十分聞いて、保健センターやそ

ういった専門のところを紹介してくださいというような研修を今行っているところですので、またそういったこともPRしていきたいと思います。

○7番（飯田桂司君） お願いします。

○3番（栗原京子君） 委員長、すみません。

その自殺関連のことなんですけれども、いろんな自治体で今、町というか、ホームページに心の体温計とかといって、精神状態、メンタルのチェックができるようなものがあるんですけれども、そういうのも取り入れてもいいのかななんて思っていました。検討お願いします。

○健康づくり課長補佐兼保健予防係長（柴田美保子君） また、いろんなツールとかもあると思いますけれども、私たちも研修等に参加しまして、いろんな対策を立てていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（飯田桂司君） ほかに何かありますか、歳入のほうですけれども。

○8番（村木 脩君） 予算を90%ぐらいの収納率で立てているんですけども、そして合計が収入済額が今これで4億4,400万円というのがあって、これで90.36%ぐらいの収納率は、実際の収納率は予算を立てて90で予算を立てるんですけども、年度末に行つてどう収納率、もつとっているんじゃないか。

○健康づくり課参事（村上則将君） 予算の段階での一応収納率だとかパーセントですけれども、特別徴収は収納率は100%でとっております。普通徴収のほうの収納率を一般のほうで90%で、退職のほうは92%という形で今、予算のほうは計上させていただいているんですけども、26年度のほうは最終的な決算上の収納率ですけれども、成果表の87ページをごらんいただければと思うんですけども、その上から2番目の保険税の課税収納状況ということで、こちらのほうの90.38、こちらは収入済額に対して収入未済額、現年のほうですけれども、90.38という数字です。これは還付未済を含んでいないもので、還付未済を抜きますと90.33という数字になっておりまして、一応現年では90%は越えて、この26年度は越えたような形となっております。

○8番（村木 脩君） いつもこの辺が予算を立てるときに非常に議論になるところなんですけれども、原課としてはここに保険をかけた部分もあるし、これがせめて92%ぐらいに予算を組めるとか、昔は95%ぐらいで予算を感じていたんですけども。そうすると、最初から滞納見込みが大きくなっていくわけだけども、この辺が滞納で不納欠損して、ここでツーパーに

しているのか、でも年々やっばり増えていく傾向というのは変わらないから、この辺で何とか歯どめをかけたいなど、この部分は県へ行っても30年以降も町が担当するわけだ、税の収納というのは。

(「そうですね」の声あり)

○8番(村木 脩君) そうすると各市町村と比較されるもので、東海岸は悪いなんてことは……、大体東海岸は悪いことになっているんだけど、そういうやはり努力はこれからちょっとしておかないと、30年まで。高齢者が多いからなかなか難しい部分もあるんだろうけれども、金を持っている高齢者ばかりだといいいんだけど、その辺が今後の課題としてひとつ頭に入れておいてください。

○健康づくり課参事(村上則将君) ただいまの話の中で、実は国のほうが一応支援方針の中で、うちの町の規模での収納率というのは一応決めている規模がありまして、一応5,000人から1万人規模の保険者ですと91%というようなものは示されてはおりますので、ちょっとまだわからないんですが、30年になるとこのような数字が県から示される可能性はあるのかなというふうには考えておりますので、一応収納の関係……。

○8番(村木 脩君) だからその91というのは、当初でも予算を組むときに、91以上で組めという話になってくると、そこを標準としますよという数字を出されると、ちょっとこの数字では難しいなという気がする。やっばり、92近いものに努力しておかないと。

○健康づくり課国民保険係長(鈴木和重君) 本年度ですけれども、今までとちょっとやり方を滞納整理について、少し努力をするようにして、今まで夜間臨宅を中心にしていたんですけれども、これから、今、月末ですけれども、滞納者の調査のほうに力を入れておりまして、それで滞納整理に向かっていきたいと思っております。

○8番(村木 脩君) 滞納を調査するときというのは、相手の給料日しておいたほうがいいよ。それでやっばりその給料日を狙っていかないと、それが例え、土日の休みの日に給料を出すなんていうところもあったりして、そうすると月曜日に行くともうないなんて言われて。だからその辺をやっばり状況を調査して、根回しして、まず約束をとって、何日に来ますというような話をして、約束をとって、それを逃さない方向でいく。質問じゃないです。ですけど。

○13番(定居利子君) ちょっと教えていただきたいのです。資格証明とか、何名ぐらい今いらっしゃるんですか。それ滞納理由に入りますよね。それで分割で納入するという方、何名かいらっしゃると思うんですけれども、大体どれぐらいの人数。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 平成27年5月31日現在ですけれども、短期被保険者証が227世帯、398人に交付しております。資格者証ですけれども、104世帯、122人に交付しております。ちなみにですけれども、平成26年度に資格者証に切りかえた世帯が29世帯、38人となっております。

○13番（定居利子君） 短期とか資格の方たちが増えていくと、やっぱり不納欠損に処理していかなきゃならないようになると思うんですよね。だから、極力分納でいただくように税の公平さということもありますので、そういう面も努力をしていただきたいと思いますし、やはりこれを持ってよく病院に行かれる方ってあるんですよ。でも、本人は気づかないと思うんですけれども、周りが気づくんですよ。それを持って、普通の保険証と違うもので、だから、やはりそういう医療機関の中でそういう目で見られるというのも、やっぱり個人に対しても私も気の毒だなという面もあるんですよ。本人は全然違和感がないんですけれども、周りが、あれ色が違うねとかと言って、極力こういうのを少なくして、みんな平等にできるように努力をしていただきたいと思います。

○8番（村木 脩君） 特定健診の関係で結構国も国保のほうから負担している。これは何分の1の負担で、特定健康診査等負担金が223万9,000円出ているんですけども、これに対して、国のほうは費用の何分の1かを負担しているんだろうと思うんですけども、この特定健診のほうは何%行かないと、トータル評価で何か条件をつけられていたんですけども、その条件、何だか忘れちゃったんですけども、その辺については到達できたの60何%とかという、最初はそんな話があったんですけども。

（「到達しないとペナルティーを科す」の声あり）

○8番（村木 脩君） そうそう。今、うちの町の特健診率は幾つぐらいで、そのペナルティーというのが来ているのか、来ていないのか、その辺の現状を教えてください。成果表にもあるんだろうけれども。

○健康づくり課参事（村上則将君） 成果説明書の80ページ、81ページのほうをごらんいただきたいかと思うんですけれども、特定健診のほうなんですけれども、81ページのほうに推移ということで、現在の受診者及び受診率のほう、こちらについては国保の加入者の数字になりますもので、26年度につきましては、対象者が3,765人、受診者が1,281人で、受診率が34.1%というような形になっております。

国の助成のほうなんですけれども、申しわけありません。ちょっと調べさせて、後ほどでよろしいでしょうか。もう一度答えさせてください。

○8番(村木 脩君) 当然、負担金なんだから、何割負担とかあるんだろうとは思っただけ
れども、4分の2とか、4分の1とか、そんなものがあるんだろう。

それで、これは特定健診なんだけれども、みんな自分で医者にかかっているからいいとい
つも議論になって、そこのところはみんな持ってくるの。

○健康づくり課長補佐兼保健予防係長(柴田美保子君) 今、賀茂医師会とも話を詰めており
まして、東伊豆町はちょっとはっきりとした数字は今ちょっとわからないんですが、先生か
らこの結果を保健センターに持っていくようにと言われましたということで、何人かはきち
んとやってきていただいております。

○8番(村木 脩君) 全然言われなくても、それで、そのペナルティーというのは、向
こうから何か来るのか。

○健康づくり課長補佐兼保健予防係長(柴田美保子君) ペナルティーについては、特定健診
の受診率と特定保健指導の実施率を合わせて国が示すものに対して達成していない場合は、
ペナルティーを科すということですが、全く特定保健指導を実施していないところに対して、
後期高齢者の医療費の……、すみません、ちょっと出てこないんですが、そういう地域の
ということは聞いておりません。

○7番(飯田桂司君) ちょっと今、8番から特定健診の件が出たんですけれども、4月ごろ、
区の総会に担当が来て、説明をして案内をしてくれるんです。大変これいいことをやってい
るなと思うところ、私も正直なところ特定健診には行っていないんですけれども、皆さんこ
うして聞いているほうだけれども、割と健診率がそれで悪いのかなと思うんだけど、何
かいい施策があって、賀茂医師会とのあれもあるんだろうけれども、やはりドックで行かれ
ている方についても、出していない方も中にはあろうかと思うんですよ。個人的なドックに
行っているも、出していないところがあろうかと思えますけれども、そんなところはともか
くとして、何かもう少しPRをすることがあればいいですけれども、いかがでしょうか。

○健康づくり課長(鈴木嘉久君) 特定健診は向上するためにいろいろ努力はされているんで
すけれども、今年度も新しく最終的に、例えば、うちの特定健診ですと、全員予約制をとっ
ておりまして、1人1人の方が何日の何時からという形で、あれの形なんですけれども、非
常にきめ細やかなサービスという形で受診者の方には喜んでいただいております。

ただ、その時間が決められているかわりに、急な突発な用事ができて来られないときには、
もうそれで検診は受けられなくなってしまうという逆のパターンもあります。その方たちの
ために、事後のまた追加の健診という形でフォローを今度するようにしました。さらに、そ

の後また個別で健診を受けられるように、今年は3段階で受け皿を設けるようにして、なるべく受けてほしいという方の漏れをまずなくすということ。

それから、当然受けに行かなければという啓蒙活動、これが非常に重要なとは思いますが、すけれども、必ず健診の後に結果説明会という催しをして、広く全体にその健診というものがどういうものなのかという説明会を開いて、その会場に足を運んでいただいた方の中で、当然健診を受けておられる方がおりますので、受診内容によって結果のちょっと気になる方にはちょっと個別な指導を行ったりという形で、いろいろ受診率の向上と健診ってすごいものだよということの啓蒙はかなり行ってはいるんですけども、やはりどうしても個々の都合といいますか、そういうものによってなかなか時期的に足が向かないというのが現状かなと。もう少し今の見方を変えた、切り口を変えたような方向を少し考えなきゃいけないかなというふうには思っております。

以上です。

○7番（飯田桂司君） 今聞いて、すごいなと、しているなということで、啓蒙も含めていろんな段階的にやっておられるなということで、大変私個人的にも非常にいいことだなということで認識しているわけで、ぜひ続けてまたやっていただきたいなと思います。

以上です。

○3番（栗原京子君） 28ページの保健事業費のことで伺いたいんですけども、歳出、決算書28ページの8款1項1目19節のがん検診補助金、人間ドック補助金の支給内容を教えてください。

○委員長（飯田桂司君） 歳出はもうちょっと待ってください。

○3番（栗原京子君） 歳入ですか、すみません。

○8番（村木 脩君） 今回不納欠損を4,100万ぐらいやったんですけども、それで収入未済額なんかを見ると、もう少しできないか。余り、いっぱいこれで、落とせないか。

滞繰のほうだと思うんですけども、この滞納税を徴収することができないことが明らかであるものが87件なんだけれども、ということは、これでもうこれだけしかしていないということは、滞納繰越はもらえるという考え方になっておるんですけども、だからこの辺をもう少し来年度になるべく新しいものはさわれないということで、3年以降とかやっているんだろうと思うんですけども、その辺をもう少しダイナミックにやって、どこかで監査でまた突っ込まれるぐらい。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） その意味も含めまして、1件1件のほうちょっと掘り下げ

の調査ということに今とりかかっております。当然、その調査の中で明らかにこれ以上のことはというのは必ず、これから浮き彫りになってくるのかなと思いますので、その辺は早急な手当てをしていくという形をとっていきたいと思います。

○8番（村木 脩君） 特に独居老人だとか、そういうところも厳しいんだろうと思うんで、そういうところは生活保護にでもなってくれればもらえるかわからないんだけど、生活保護も古い分はくれないから、その辺を一つ一つ掘り下げてきちんと生活能力があるのかなのか、こういうのは見極めて、なるべく落とせるものは落として身軽にしておいたほうが。

○委員長（飯田桂司君） ほかに何か。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳入全般の質疑を終結いたします。

次に、質疑の対象を歳出全般といたします。

質疑ありませんか。

○3番（栗原京子君） すみません。先ほどの28ページなんですけれども、8款1項1目19節がん検診補助金と人間ドック補助金の支給内容を教えてください。

○健康づくり課参事（村上則将君） 成果表の88ページを参考にござらんいただければと思います。

88ページの5番の趣旨普及活動の状況の（2）のところなんですけれども、こちらに人間ドックとがん検診の事業についての決算の状況をお示ししてありますが、1日人間ドック事業なんですけれども、こちらにつきましては、受診の費用から1万円を控除した額で、上限は3万円という形で補助を行っております。26年度につきましては162名、391万7,250円を補助しております。がん検診の事業なんですけれども、こちらにつきましては、1人当たり350円の補助です。おおむね大体検診に700円程度かかるので、その大体2分の1を補助というような形で補助をしておりまして、26年度は352人、12万3,200円の補助を行っているという状況です。

○8番（村木 脩君） 決算書の20ページのシステム改修業務というのは委託料で129万入っているんだけど、このシステムというのは単なる法改正のシステム。今度の個人番号のことはまだ何もこれからののはなし。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 個人番号のマイナンバー制については、まだこ

の段階ではやっておりません。

- 8番(村木 脩君) それから、24ページの出産育児一時金が504万円ということは、これ何人国保の対象者で出生したのかな。これは国保対象者だけ。社会保険は入っていないよね。
 - 健康づくり課国民保険係長(鈴木和重君) 出産育児一時金につきましては、上限が45万円となっております。
 - 委員長(飯田桂司君) 成果表にあるようだったらページ数を教えてください。何かないかな。
 - 健康づくり課国民保険係長(鈴木和重君) これは支払いの状況だけで、総額だけですので。すみません。件数については、調べて回答いたします。
 - 8番(村木 脩君) 聞いたら60人前後しか生まれていないですから。
 - 健康づくり課長(鈴木嘉久君) 今ちょっとどれくらいの数かということで、お話がありましたけれども、成果表を見てもわかるように、25年度と26年度を比較しますと、かなり一時金の額が減っているということで、出産数が減ることによっても要因の一つかなというふうに思われますので、数は後でお示しさせていただきます。よろしく願いいたします。
 - 8番(村木 脩君) 28ページの高額医療の共同事業医療費拠出金なんだけれども、高度医療というのは今幾ら以上で、何人ぐらいこれに該当してかかっているのか。共同事業の拠出金のところなんだけれども。
 - 健康づくり課参事(村上則将君) 高額医療費なんですけれども、70歳未満の人の場合、自己負担限度額としまして、通常の一般の方ですと8万100円です。所得が多い方になりますと15万とかなるんですけれども、あと住民税が非課税世帯ですと3万5,400円。所得によって変わってきます。
 - 8番(村木 脩君) 了解。
 - 3番(栗原京子君) 決算書の28ページなんですけれども、8款1項2目8節医師、看護師、検査技師の謝礼というのはこれはどういうものでしょうか。
 - 健康づくり課長補佐兼保健予防係長(柴田美保子君) これは特定健診の終わった後に、保健指導の対象者の方を対象とした教室を行っておりまして、そのときに血液検査の実施と、あと結果、動脈硬化の状況を見る特殊な検査があるんですけれども、それを医師と看護師と検査技師の方をお願いしまして、保健センターで実施している謝礼となります。
- 以上です。
- 1番(笠井政明君) 成果説明表の88ページで、診療費等の状況ということで少し先ほど御

説明があったと思うんですけども、被保険者が減っている中で入院外、歯科とかは前年度より減ってはいるんですけども、入院だけはちょっと増えちゃっているというのがあるんですけども、何か原因とか、現状を教えてくださいなと思います。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） ほかの療養費の中で、入院以外は減っていますが、なぜ入院だけが増えているかという御質問についてですが、まず入院を伴う医療に対しまして高度化が進んでおりまして、診療報酬の点数の高い診療が行われていることが原因となっております。

○1番（笠井政明君） ということは、一人頭の点数単価がちょっと前年度より上がっている傾向があるということよろしいですか。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） そうですね。入院に関しましては、1人当たりの単価といいますか、費用額のほうが増えているということになっております。

○1番（笠井政明君） わかりました。

○8番（村木 脩君） 21ページ、当然議会で引っ張っているわけだけれども、一般被保険者の療養給付費で2,300万円の増額補正ってこれは何なんですか。

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時04分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

○健康づくり課参事（村上則将君） この2,333万5,000円の補正ですけども、決算剰余金の6月補正の際に、3カ月間の療養費の状況を見まして、1年間を予想して補正措置をとらせていただいた内容となっております。

○8番（村木 脩君） その下のちょっと745万とか、不用額が多いんですけども、どうもこれ決算のあるところを見ると、割りかし不用額がこの辺から出ている可能性があるもので、この745万円の不用額の理由を一緒に教えてくださいな。

○健康づくり課参事（村上則将君） 一応、療養給付費のほうになるもので、年間を通して病院に払わなくてはならない医療費のほうを前年実績等、過去3年間などを含めた中で予算上計上させていただいているもので、その月々で1億円を越えるとか、まちまちになるので、

ちょっとここら辺は多少余裕は見させていただいての予算どりとなっておりますので、剰余金が出ている形になっているかと思えます。

○8番（村木 脩君） 了解。

○13番（定居利子君） 先ほど高額療養費のことで御質問がありましたけれども、再度ちょっとお尋ねいたします。

22ページなんですけれども、1億4,747万5,240円かかっているんですけれども、一番かかっている病名、順位でちょっとお知らせ願えませんか。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 療養費につきましては、平成26年度の費用額などでは、循環器系の疾患、心臓病や脳血管疾患などが一番多くなっております。

（「金額的には」の声あり）

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 質疑の金額ですけれども、費用額でいきますと3億3,665万9,270円となっております。

○13番（定居利子君） 先ほど、山田直志議員からの大綱質疑にもありましたけれども、この心臓とか循環器、あとがんとか、そういうので一番かかった費用、一人で大体1,000万とかよくあるんですけれども、一人当たりの金額で最高額はどれくらいかかっていますかというのをちょっと教えてください。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 平成26年の医療費が一番かかっている方で、こちら費用額になりますけれども、透析を必要とする慢性腎不全の方で、費用額のほうが1,668万9,050円となっております。

○13番（定居利子君） 一人の方が1,668万年間かかっているということで大変高額で、結局これから団塊の世代が多くなりますので、こういう何とか腎臓とか、いろいろの病名が増えてくると思うんですよ、そうするとやっぱり国保かそういう面に影響がありますので、特定健診等でいろいろがんなんかも見つかったという人もいますので、極力やはりこういう高額な医療費を抑えるためにも、どういう今後の施策をされるのか、ちょっとお考えをお聞かせ願いたいんですけれども。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 総額でいきますと先ほど循環器系が多いということで、恐らく外科手術を伴うものにおいては費用がかさむということがありますので、透析については経年で非常にかかるということで、対策としては我々はやっぱり一番にしたいのは、人工透析への移行を抑制するというようなことを主題に置いてやっている。今年と昨年度からやって、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、CKD対策という成人病の

悪化を予防するというような形で、なるべく抑制ということですね。

今年県のいろいろ支援をいただいて、その部分で事業をなるべく高度化していくといった、そういうふうな進め方をして、1人でも減らすというのは切実な努力というか、1人でこれだけの金額ですから、1人でも減らすことで本当に効果があるというような形で取り組みを重点としてやっていきたいと思っています。

○13番（定居利子君） 10年後には団塊の世代が、私たちの年代もそうなんですけれども、75歳以上ですか、そうすると結局医療費がすごいかかってくるということになりますので、今後の一つの課題だと思うんですけれども、そういういろんな計画等を見ていただいて、少しでも医療費削減につなげていただければなと思いますので。

○8番（村木 脩君） 特別会計でやればいいんですけども、健康づくり事業が、この中にもやっぱり個々の医療費を減らすとか。そういう目的でいろいろやっているんだろうけれども、こういう中で割りかし、何か参加型の昔から増えないんだよな。こういうのは毎日クロカンを歩いている人たちとかあれに勘定してここへカウントしている……

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 健康づくり教室そのものというのは恐らく指導も含めて啓蒙の活動の一環になるというのがまず第一かなと思います。そこで得られる結果が皆さんに示されて、初めてああ自分も健康づくりのために、ではそういうことをやってみようかと。町ではそういう科学的根拠といいますか、そういうものに基づいた裏づけで事業を行っていく中で、今8番さんが言われましたようにクロカンを歩いて行く方は、昔から比べると非常に数が増えまして、そういう地域資源というか、そういうものの利活用というのはすごく大事かなというふうには思っています、昔ちょっと青空出前教室ではないですけども、クロカンへ行って歩いている方にいろいろお話をしたりとか、そういうようなことも考えたりもしたので、そういう施設内で行うことからある程度今後はもうちょっと見える形に変えていく方向で、今、考えていきたいかなというふうには思っております。

○8番（村木 脩君） 前、桜のところでもそういうこともやったけれども、実質自分たちで夜歩いているとか、朝歩いているとか、クロカンを歩いているとかという人は、相当多い。そこいらの実数もある程度つかんで、国保なんかのほうでPRをしてやるとか。そういう人たちをもっと増やすとか。そうすればこの受診率が減っても、16人参加のウォーキングとか、そんなものはよして。何人で歩きましたとか、2人だったとか、何だかみっともないから、やっぱりそういうところも拾っておいて、町も見ていますよというPRをやっぱりして。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 以前かなり前になるんですけれども、健康づくりの事業が

町で重点的に始まりまして、そのころ黒根のちょうど坂道にかかる場所ですかね、あそこ
のところで歩いてちょうどUターンをしていくあたりになるものですから、あの辺でチラシ
を配って、健康のちょっとしたワンポイントとか、そういうことをやったりしたこともあつ
たんです。実際に今そういうことはやられていないんですけれども、今こそそういうことが
必要になってきているかなというふうに思うので、委員の言われるような形をまた目指して
やっていきたいというふうに思います。

○8番（村木 脩君） 町も見ていますということをしてPRしたほうが、あなたたちの仕事のた
めにはなるわなという気がします。よろしくお願いします。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第57号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第57号 平成26年度東伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すること
に決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望意見があり
ましたら、委員長報告にしたいと思います。要望事項や希望意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時26分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第58号 平成26年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○8番（村木 脩君） 後期高齢者の加入率が18.6、25年度17.6。高齢者が長生きしてきていると、もっともこれが上がってくる。ピークが昭和22年生まれがピークになっていくんだけど、それまでこういう制度があるかどうかもちよっとわからないところがある。来年あたりはどれぐらいの見込み、まだ増える当面増えていくという見込みなのか。

○健康づくり課国民保険係長（鈴木和重君） 成果説明書91ページの国保のほうになりますけれども、こちらで国保のほうの被保険者の増減の内訳というのがございますけれども、こちらで国保のほうで減少している。また、その中に後期高齢加入というのが186名います。この方が後期高齢者のほうへ移っておりますので、まだしばらくの間ちよっと増えるのではないかなということが想定されます。

○8番（村木 脩君） 了解。

そして次に、保険料の課税収納の状況なんだけれども、これらについても後期高齢者の滞納額が334万2,000円、収入済額172万5,900円、これらについてはとれるかな。多分年金暮らしがほとんどだろうと思うんだけど、これらの対応を今後どういうふうに考えているのか。不納欠損が85万、不納欠損していくしかないんだろうなという気はするんだけど。

○健康づくり課参事（村上則将君） 普通徴収の保険料の滞納なんですけれども、後期高齢者医療、基本的には特別徴収で年金からの差し引きということが基本になりますもので、普通徴収になっている時点で年金がないか、本当に年金が少ない方ということになって、実際、その部分が滞納になってきておりますので、なかなか……

○8番（村木 脩君） 特徴に行けない、そうだよな。

○健康づくり課参事（村上則将君） 行かない方たちですので、実際のところ、落としていくしかないのかなという状況です。

以上です。

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

ほかに。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第58号 平成26年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

当委員会に付託されました議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望意見がありましたら、委員会の総意として委員長報告にしたいと思っております。要望事項や希望意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会します。

なお、14日は午前9時30分より会議を開きますので、よろしく願いいたします。

延会 午後 3時34分

平成 2 7 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第2日目）記録

平成27年9月14日（月）午前9時27分開会

出席委員（6名）

1番	笠井政明君	3番	栗原京子君
7番	飯田桂司君	8番	村木脩君
11番	森田禮治君	13番	定居利子君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（11名）

健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり参事	村上則将君
健康づくり課長補佐兼介護係長	齋藤和也君	健康づくり課長 国民保険係長	鈴木和重君
健康づくり課長 健康増進係長	横山昇君	水道課長	木田尚宏君
水道課長補佐兼浄水場係長	鳥澤清君	水道課長 水業務係長	土屋秀明君
企画調整課長	向井青一君	企画調整課長 管財係長	岡田賢一君
企画調整課長 地域振興係長	梅原巧君		

議会事務局

書記 木村昌樹君

開会 午前 9時27分

○委員長（飯田桂司君） 皆さんおはようございます。

連日、金曜日から委員会ということでお世話をいただきます。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、本日の特別会計決算審査特別委員会は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きますが、先に参事のほうからちょっと11日に行いました国民健康保険の関係でちょっと。

○健康づくり課参事（村上則将君） すみません、金曜日の日の審査の中で3点ほど後ほどお答えをといるものがありましたので、そちらについて御説明させていただきます。

御質問のほうは3款1項3目1節の特定健康診査等負担金の負担割合ということですが、決算書で言いますと9ページ、10ページのほうが国庫支出金になっておりまして、11ページ、12ページのほうに県支出金がございますけれども、こちらの特定健康診査の実施する費用につきましては、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担をするというような形の負担率になっております。

それから、2点目が特定健康診査の負担金の受診率によるペナルティーはということだったんですけども、制度ができた当初はかなり厳しい条件になっておりまして、特定健診の実施率が65%未満の場合は後期高齢者支援金のほうが増額になるというペナルティーになっていたのですが、全国的に特定健診の受診率が低いため、ペナルティーの基準を変更して、健診だけでなく保健指導を実施していない保険者に対してはペナルティーを科すというような形で見直されまして、当町においては保健指導は実施しているためペナルティーの対象となっております。平成30年度には制度の見直しが行われる予定となっております。

歳出のほうで2款4項1目19節の出産育児一時金504万円となっておりますけれども、こちらにつきましては、1人当たり42万円で12人に支給したという状況になっております。

以上です。

○委員長（飯田桂司君） では、本委員会に付託されました議案第59号 平成26年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入全部といたします。

質疑ありますか。

歳入歳出で両方やりましょう。

○1番（笠井政明君） 歳入のほうの特別会計の6ページ、この中の2款1項賀茂郡介護認定審査会負担金というのが429万2,310円あるんですけども、ごめんなさい、この内容と審査会、ちょっとどういうものかというのを教えていただければと思います。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 賀茂郡介護認定審査会につきましては、賀茂郡内の下田を除く5町で構成されております。東伊豆町と河津町が第1合議体、南伊豆町が第2合議体、松崎と西伊豆町で第3合議体というので、合同で介護認定の審査を各委員さんに行っていておきまして、介護度の判定を行っていただくというような会議になっております。

その5町で幹事長を2年ずつ順番にやっておきまして、その委員さんの報酬であったり、費用弁償なんかを取りまとめて支払うような形の事務を25年度と26年度、東伊豆町が幹事長となりましてとり行っております。

その分の支払いにつきましては、15ページをごらんください。

15ページの1款総務費の中の3項介護認定審査会費、そのうちの1目介護認定審査会費というので支払っておきまして、この合計が557万8,813円、これが3つの合議体での委員さんへの報酬になります。このお金を各審査会の町の件数で割りまして、そのうちのそれぞれの負担金を河津町、松崎町、西伊豆町から河津町が88万3,448円、それから南伊豆が114万3,724円、西伊豆町が127万4,605円、松崎が99万533円と、この4つのお金が2番の分担金及び負担金として収入されたというものになります。

以上です。

○1番（笠井政明君） わかりました。ありがとうございます。

○8番（村木 脩君） 6ページの介護保険料、これも収入未済額が2,700万、2,800万近くあるわけなんですけれども、特別徴収のほうはそれは多分100近いんだと思うんですけども、この普通徴収の保険料の未納額と、また滞納繰越、こういったものは今後の見通しとしてどうなんだろうかと、そのまま亡くなった人もいるのか。もう高齢過ぎてもらえないのか。その辺の今後の見通し。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 未収金につきましては、成果説明書の100ページのほうに不納欠損ということで387万1,900円ほど上げております。前年度が292万1,900円で、約90万ぐらい多くなっておりまして、内訳といたしましては右に死亡や転出、

それから生活保護になった方とか、その他ということで入れてあるので、今後の見通しといたしましては、やはり65歳到達者が年々、高齢者がふえますので、未収金のほうもふえていくんではないかという予測にはなります。

また、後期高齢者と同じように、うちの町というのは普通徴収の方の割合というのが県下の中でもやはり上位となっております。県平均、ちょっと古いデータですけども、普通徴収10%弱なんですけれども、今回、調定額ベースですと13%ほどありまして、やはり普通徴収というのは後期高齢者と同じように65歳到達者、あるいは年金が18万円未満、あるいは無年金者というような方が普通徴収というような形になって、どうしても所得のない方になりますので、今後、高齢者がふえるととも未収金のほうもやはり少しふえていくんではないかという予測はしております。

以上です。

○8番（村木 脩君） 無年金者というのはどれぐらいいるのか。

一応、国民皆保険になっているわけだから。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） すみません、無年金者のデータは。

○健康づくり課参事（村上則将君） 後ほど、すみません。

○8番（村木 脩君） 不納欠損のやり方としてどうなんだろう、どこと相談してやっているのかな。その課だけで検討して。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 一応、職権消除なんかにつきましては住民課からのデータが回ってきますので、そういったところと連携しながら落とすような形にはしております。

○8番（村木 脩君） 職権消除は大分いるの、今でも。積極的に職権消除はやっているのか。余りやっていないのか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 年度末にリストが、住民福祉課のほうから税務課とか、国保のほうに回ってきますので、その中で対象となっている人を介護はピックアップして落としているというような形になります。

○8番（村木 脩君） 職権消除だけでは間に合わないと思うんだよな。だから、その辺を無年金者とか、はっきりしたもう理由のある者は落としていかないと、こんなものはいつまでも残ってくると理由のはっきりしているものについては、積極的に不納欠損という手法をとったほうがいいと思う。その辺について見解はどうですか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） おっしゃるとおり、時効がありますので、

欠損というのはどんどん落としていくべきものだと思います。ただ、元気なときはいいんですけれども、その方が高齢化して、介護認定を受けるときになると、やはりペナルティーというのがありまして、不納欠損の期間に応じて自己負担が3割になるというようなこともありますので、なるべく納めてもらうような努力をしつつ、どうしてもやっぱり落とさなければならぬのは落としていくというような形で進めていきたいとは思っております。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○3番（栗原京子君） 初歩的なことで申しわけないです。

特別徴収と普通徴収の内容を教えてくださいなんですけれども。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 26年度の調定のベースで特別徴収の対象者が4,483人いらっしゃいました。それから、普通徴収の対象者の方が1,168名、合計で5,651名、この中には死亡とか、転入とか、転出、あとは65歳到達等の1カ月でも課税されている方も含まれておりますので、それから併徴といって最初は普通徴収だったんですけれども、年度の途中で特別徴収に切りかわったというような、そういう対象者の方、併徴者230人含まれておりますので、実人数ではないんですけれども、調定ベースで5,651の方がいらっしゃいました。

普通徴収というのは、先ほど説明したような方が普通徴収、それ以外の方が特別徴収というような形になります。

以上です。

○1番（笠井政明君） 歳出のことでちょっとお伺いをします。

15、16ページ、1款総務費の中で1目一般管理費の中のシステム改修業務委託料300万近くあるんですけれども、すみません、この内容を教えてください。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） このシステム改修につきましては、平成27年度の4月から介護保険の制度改正が3年に一遍大きなものがあるんですけれども、その改正がありまして、報酬改定であったり、保険料が今まで6段階から9段階に分かれたりといったような大きな改修がありまして、その改修の費用になります。

○1番（笠井政明君） プログラム変更とかということですか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） そうですね。ベンダーさんがSBSさんなものですから、そちらのほうのシステムの改修というような形になります。

一応これは国庫補助がついておりまして、基準額の2分の1が補助金ということになります。歳入のほうのページが7ページになります。国庫補助金の4目事業費補助金、これが

収入済額で153万9,000円ということで、このシステム改修委託料費用額の2分の1を補助金として国からもらっているということになります。

○1番（笠井政明君） わかりました。ありがとうございます。

○7番（飯田桂司君） ちょっと介護の関係で、私、年金から特別徴収ということで引かれているわけですが、ちょっとここ気になる、26年度の過誤納の件数と金額をちょっと聞きたい。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 29ページの諸支出金のところに保険金の過誤納還付金ということで、金額につきましては12万7,700円、これになります。

すみません、ちょっと件数のほうを調べていなかったものですから、後ほどお知らせいたします。すみません。

○7番（飯田桂司君） ちょっと値があれなんだけれども、昨年のちょっとあれを見てみて金額的に大変、4月、5月、そして6月、7月ということで4万200円ほど1期で引かれているわけですよ。そして、その後どうしたかという、1期1,500円にしてあるんです、26年度の中で。徴収から税務のほうへと。それで、今年度もやはり私ごとで大変申しわけないんですけれども、そして今年度来たのが、これは27年度決算になることなんだけれども、2期、4、5、6、7で1期4万200円引かれているわけ、自分は通帳から引かれているものでわからないわけ。要するに通帳を見ていないから。うちの大蔵省が握っているのでわからないんだけれども、そうしたところが今度は過誤納還付金でお金戻すから口座等をあれとして送ってこいということで封筒で来たんだけれども、それについて聞いたところ、またこういうことは今後もまたあるよと言うんだよ。それはどういうことなのかな。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 介護保険料につきましては、前年度の所得をもとに特別徴収は年6回引くような形になります。4月の保険料につきましては、前年度の2月分の保険料をそのまま引っ張るといような形になりますので、例えば前の年が所得が大きくて段階が高い人だったりすると、それが2万円を6回とかいような形で引くんですけれども、最後の2月が2万円ですと、自動的に4月分、6月分、8月分というのも同じ、前年の段階を踏まえて同じ金額を引きます。

ただ、10月に本算定をやったとき、例えば前の年の所得が会社をやめられてとか、所得が低くなってしまうと、段階ががたんときがってしまいますので、そうすると去年の年12万円の保険料がいきなり4万円ぐらいに落ちるような可能性もあります。そうした場合に4、6、8でもう引いてしまったので、還付になりますといような形、あるいは10、12、2月分に

については金額がいきなり2,000円ぐらいずつ引くような形になる場合もあって、前年度の所得に応じて、これが一定で65歳以上の年金だけしか毎年いかなければ、段階はそんなに上下することはないんですけれども、ほかの収入がある方については、前年までの所得で見ますので、前の年が保険料が高かった方について、次の年にその収入がなくなると、いきなり保険料が下がるもので、最初の4、6、8で引き切ってしまうと、その後、多い分については還付しますよとか、それで引き切ってしまったもので、翌年になると今度2月の保険料が、引き切ったものでゼロだったもので、翌年度普通徴収といって、納付書で納めてくださいというような方に戻る、そういうことがあるものですから、所得のあったところからなくなる場合は3年ぐらいかけてだんだん平坦な形にどうしても仕組み上になってしまうという形になります。

○7番（飯田桂司君） 今、説明を受けて、担当課の収納課のほうも確認したんですけども、よく担当課がよくわからない。収納課のほうへ行ってすぐに答えられないでしたんですけども、やはりこれではおかしいと思うんだよ。過誤納で還付するよ、これはわかる。ではなくて、26年度あたりは取り過ぎてあるもので、今度4月、6月、8月で1,500円ずつに引いてあるんです。1,500円ずつ2期、4月、5月、6月、7月を1,500円ずつにしてある。そして年金庁から来るのは九千何がしでちゃんと来るわけ、年金庁のほうから、それは見ているわけ。だから、それで引かれるなど思っているから、この4万200円というやつはどういうことでね。

それで、今回はもう納め過ぎてありますから1カ月先、振り込みますから口座、通帳の番号を教えてくださいと来ているわけ。それで聞いたら、こういうことはまた考えられますよというから、こういう方がまだほかにもいっぱいいるのかなと私感じるんですけども、どうなんだろうな。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 今、担当のほうから説明ありましたがけれども、本算定の時期が10月ということで、変な話、その年度の半年間については、前年度のデータをもとにされてしまうということで、その間に納期が3回、ここで多分恐らく過誤納の分がかさんでいってしまうということかなと思うんですけども、一応、今、制度上どうしても課税の時期と納期の割りつけについては定められたもので行っているんで、事務手続上はどうしてもそういうことが起こってしまうという。納めている側にすると、もっと早い段階でわかれば、もっとそんな差がなく済む話じゃないかというのが実情だとは思いますが、その制度が3年に一遍変わることもありまして、前年度と課税の仕方が変わってきたり、軽減の対

象が入れ変わったりすると、対象額が大きくなってしまうということかなというふうには思われます。

○7番（飯田桂司君） なかなか本算定も含めて、それはそれとして、同じように過誤納で戻すことはわかるんだけど、年によってちょっと金額を納め過ぎたから1回1,500円、それも1期、2期、3期と1,500円ずつ、こんなに極端に、それだけちょっとおかしいなど。間違いではないんだろうけれども、最終的にはもう年間納める額はちゃんと決まって納めることはいいんだけど、そのところが俺だけかな、ほかにもまだあるのかなということで、ちょっと伺ったわけですが。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 先ほど担当のほうから歳出の還付内容については説明をさせていただきましたが、実情、歳入の中で、年間の会計の中で還付が発生して還付で収入の中から還付という形で返している金額は恐らく件数的にはまだ相当数あると思います。それはちょっと今の段階では資料ないんですけれども、年度内で処理がされているものは相当数があると思います。

○7番（飯田桂司君） 了解しました。

○3番（栗原京子君） 95ページなんですけれども、町の中で居宅介護サービスの受給者の数が要介護度が5の方が46名いらっしゃるということなんですけれども、このうち独居老人というか、おひとり暮らしの方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） すみません、正確な数字は持っていないんですけれども、多くの方は特養とか、施設に入っている方が多いと思います。介護度が5になってしまうと、そう在宅でというのはなかなか難しい部分がありますので、この46人のうちでも一桁ぐらいではないかというふうに思われます。ちょっと正確な数字は資料はないんですけれども、すみません。

○3番（栗原京子君） わかりました。何人かはいらっしゃる。ありがとうございます。

○8番（村木 脩君） 9ページ、このところで繰入金で1,427万9,000円、これがマイナスで出ていて、そして保険給付のほうで不用額が4,000万、18ページなんですけれども、出ているんですけども、その関係でこの繰入金のマイナスが出ているのか。出ていけば、18ページの不用額、これが居宅介護のほうで1,200万出ているんですけども、大きいところの説明を少し欲しいかな。施設介護のサービス給付も1,400万ほど不用額出て、決算書のほうで介護会計の9ページと18ページ、この関連。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 繰入金で1,400万の減というところは、介

護給付費につきましては法定負担率というのが決まっております、町からの繰入金については12.5%が給付費の繰入金になります。それを26年度年間見込みを立てまして、そこから12.5%分を繰り入れてもらうということになるもので、その見込みが思ったほど伸びていなかったということで、その給付費のほうは下げているということになります。

支出のほうにつきましても、一応年間で当然給付というのを見込みまして、補正でも3,000万ほど下げているんですけども、それよりも伸びなかったということで、不用額が居宅の1,200万、それから施設も1,400万というふうにして、余りぎりぎりの給付を見ると、今度は不足になってしまうと払えなくなると怖いものですから、やはり少し余裕を見て給付を見たんですけども、思ったほど伸びなかったもので不用額として出たということになります。

○8番（村木 脩君） この辺の居宅サービス、これ非常に読みにくいのかなという気はするんですけども、居宅サービスの余裕を持たせ過ぎた要因というのは把握できているのか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） うちの町の介護サービスというのは、居宅系通所介護であったり、訪問介護であったりということで、割と居宅系の施設が多くあります。なものですから、その利用者、利用分については少し多めにやはり見ないと、施設でしたら定員が決まっているものですから、それでほぼ満床なので、そんなに差は介護度によっても費用が違ってくるので、そういう部分はあるんですけども、大体予測はできるんですが、居宅のほうについてはやはり数が多いものですから、どの程度利用するかしないかというのはなかなか難しい部分があるんじゃないかと思います。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○3番（栗原京子君） 成果説明表のほうなんです。99ページで任意事業で認知症サポーター養成講座というのが10回ほど開かれていて418名の方がこの講座を受けられたということなんですけれども、どういう方たちが受講されたというのか、そういったことを聞きたいです。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） キャラバンメイト、こちらに書かれています13名のキャラバンメイトの方々に認知症についての知識を深めていただいて、接し方だとかを学んでいただく講座なんですけれども、昨年度は稲高の1年生と3年生や稲取中学校、それから静銀さんでもやっていただきまして、あとは北川区でも行っていただきました。ほかにはあじさい学級や旅館組合さんをお願いしまして、従業員の方にも受けていただきました。あとは、サッカークラブですとか、そういったところで合計10回やっております。

以上です。

○3番（栗原京子君） ありがとうございます。

それで、例えばサポーターの講座を受けて、それで単発で終わっているのか、またステップアップみたいな講座みたいなものも町としては準備されているのかどうか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 過去にはそういった方々の研修なんかも行っております。ちょっと昨年度は実施しなかったんですけども、いずれにいたしましても、この養成を受けていただいた方々が地域の見守りをしていただきまして、その中学生の方がちょっと徘徊されているような、ちょっとこの間の講座でやったような人がいるよと言って近所の人に教えてくれて、そこから通報があったりとかというような形で、着実にその成果というのは上げていると思いますので、これはあくまでゆるやかな町の中での見守りということになりますので、そういった成果は上げていっているというふうに感じております。

○3番（栗原京子君） ありがとうございます。

その見守りなんですけれども、その下のほうに伊豆急とか、郵便事業所など87機関がその加盟をしていると書いてあるんですけども、こういった機関が加盟されているんでしょうか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 町内の介護事業所はもとより、それこそ新聞配達さんであったりとか、宅配事業者さん、それから各区の役員さんなんかにも入っていただきまして、その方々に例えば新聞ですと何日かたまっていれば役場のほうにちょっと御連絡をくださいとか、あと町内で国道を1人でちょっとふらふら歩いているような方がいるよというようなことがあれば、連絡くださいということをお願いしております、この事業所の方々につきましては勉強会をやっておりまして、昨年度は静岡の新聞事業者さんで県外に何十カ所も事業所を持っている方に講演していただきまして、その事業所としてはどういうことをやっているか、見守りの考え方であったりとか、社員教育なんかはこういうふうに行っているよということを講演していただきまして、勉強会というような形で毎年開いております。

以上です。

○3番（栗原京子君） 例えばその中でこれから認知症の徘徊の方とかもふえてくると思うんですけども、そういう場合は見つけたというのか、ちょっとおかしいなと思ったときには役場に連絡が行くようになっているんですか。それとも、警察のほうですか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 一応、包括支援センターのほうに御連絡くださいということで、認知症で徘徊するおそれのある御家族の方から顔写真入りで御本人の

資料をいただいておりますので、そういったものと照合したりとか、あとは当然警察と連携して、身元を確認するというような形でやっております。

○3番（栗原京子君） ありがとうございます。

○8番（村木 脩君） さっき聞いたのは居宅なんだけれども、施設介護で何か今、川崎のほうでも問題になっているけれども、ああいう問題というのが出た場合には、その管理というか、検査に入っていくのは県が入っていくということ、情報としてもし町がつかんだときに、そういった情報は県のほうへ通報という形になるのか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 各施設には事故報告というのを常にさせていただくようになっております。これは通院以上の事故があった場合は保険者に連絡ということで町のほうに、それを県のほうにも四半期ごとに、こういうものがありましたということで通知することになっております。

施設につきましては、指定とかの権限は今のところ県が持っておりますので、今テレビでやっているような川崎のものがあれば、当然県が入るというような形、保険者として町も一緒に入っていくというような形にはなるとは思いますけれども、いずれにしても各事業所さんからは事故報告というような形でさせていただいております。また2年に一遍、県のほうで各事業所施設を实地指導ということで人員が足りているのかとか、あと事故があったときの対処法、それから防災とかあった場合の体制はできているのか、職員研修はできているのかというようなことを2年に一遍、各事業所を回って指導することがありますので、町もなるべくそれに参加して施設の実情というのを見回るようにしていますので、そういった形で事故防止には当たっております。

以上です。

○8番（村木 脩君） 過去にそういう件数何件か。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） ああいった虐待というような形では、なかったと。

○8番（村木 脩君） それとまたちょっと違うんだけれども、28ページの先ほどの指導と同じなんだけれども、権利擁護事業というのはかなりこれから出てくると思うんだ。家のこと、ひとり暮らしの人の権利だとか、そういったものを川崎の事件があったり、いろいろあるんだけれども、ここの進め方とするのは非常に難しいのかなという気はするんだけれども、この権利擁護をできるの、職員だって限られていると思うわけです。その辺を町と権利擁護をする人たちとの話し合いというのはされているのか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） この権利擁護につきましては、成果説明書の99ページにあります成年後見制度利用支援事業が4名というような、これと関連があるんですけども、包括支援センターが認知症などで自分で判断できない、身寄りのないような方について成年後見の申し立て、それから所得のない人については後見人に対する費用の助成というのをやっている事業になります。

これにつきましては、包括支援センターのほうで下田の弁護士さん、ひまわり法律事務所さんだとか、そういったところの方々や司法書士さんと密に連携をとりまして、日ごろから常に電話でやりとりをしている中で進めているということで、またさらに町の会議なんかにも、そういった司法書士さんや弁護士さんにも入っていただいて、一緒に情報交換なんかもしているということで、うちの町とするとかなり他職種の連携につきまして包括支援センターがかなり頑張ってくれているというふうに感じております。

○8番（村木 脩君） 了解。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○1番（笠井政明君） 特別会計の14ページのところの一番最後なんですけれども、介護予防運動指導利用者負担金というのがあるんですけども、ごめんなさい、これのちょっと内容を教えてください。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） これは平成26年度から始めたものなんですけれども、各種アスド会館や保健センターでやっている介護予防教室の参加者の方に自立体力検定テストというのに参加していただきまして、自分の体力年齢が何歳かというのを客観的に判断していただくテストに参加していただく、その自己負担の費用分1件当たり550円を出してもらっている、その収入になります。

全国で何番になったよとかという順位だとか、あとはカメさんだとか、ウサギさんだとか、そういう絵みたいな、イラストなんかで、あなたの年齢に合わせるととてもすばらしいですよとかという、モチベーションを上げるためのツールとして去年からやっていただいたものになります。

昨年度は延べですが189名の方にやっていただきまして、やはり目で見えて自分の体力年齢だとかというのがわかると、やはりやる気が出て、次はもっと上がるように頑張ろうとかという形になりますので、非常に好評を得てやっているものになります。

○1番（笠井政明君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○13番（定居利子君） 16ページ、認定調査等費、これ747万4,060円なんですけれども、この主治医の意見書料についてちょっとお伺いしたいんですけれども、これ介護認定受ける場合に町から書類をいただいて、主治医から文面等を書いていただいて、それで介護認定を受けるといふ形なんですけれども、よく介護認定を申請して行かれたときには大変調子がよくて認定を受けられなかった。家族がいたときには自分がそういう態度を見せたくないもので、認定がなかったよ、結局そうではないんですけれども、困ったよという、そういったところが何件かあると思うんですよ。

そういう場合に、また再度この主治医からのそういう書類とかを出すんですか。それとも、家族からの通報でいや介護の認定を受けられなかったんだけど、もう一度調べてくれという、そういう連絡が役場のほうにあるのか、包括支援センターのほうにあるのか。そういう調査等はやられているのかどうか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） 認定調査につきましては、調査員のほうが訪問して74項目の項目を検査し、あわせて主治医に今おっしゃられた意見書というのを出しまして、その両方を合わせて審査会のほうで判定をするというような形になります。

例えば、容体が急変したりだとか、そういった場合につきましては、再度、区分変更申請ということでもう一回申請を出していただいて、再度調査、御自宅の訪問調査と、あと主治医の調査を両方やはりかけて、同じようにもう一回審査をして重度になったということで、その変更になると、それでそこからまた認定期間が1年なり、半年なりというような形でリセットというような形でやっております。

○13番（定居利子君） 認定をすぐ受けられればいいんですけれども、受けられない場合、家族がいないとか、1人でその方がいらっしゃるとかになると、やっぱりいろいろ近所に迷惑かけたりとか、裸で歩いたりとか、そういう状況なんかも私たちも見ていますので、そういうのは近所の人たちが通報するのか、家族に対しては大変迷惑をかけたということで、いろいろ近所等へ謝りへ行ったりとかという姿を見ていますので、やっぱりそういう情報なんかも密に本部に入れて、認定が例えば介護度1とか、2とかじゃない、結局そういった方たちはそうじゃないと思うんですよ。もう介護度もう上がると思うんですよ。自分のこともできないけれども、その調査に来たときはうんという格好して、いや何でもないです、何でもないと。調査項目75項目がチェックされないで多い状況が大変あると思うんですよ。

例えば主治医さんにもそういう状況等をよく説明して、極力そういう形、家族に対してでも働けるような、そういう環境づくりをしてあげればなと思うんですけれども。この主治医

さんは賀茂郡下では何名ぐらいですか。

○健康づくり課長補佐兼介護係長（齋藤和也君） この認定調査の主治医というのは、特に決まっているものではないものですから、自分のかかりつけのお医者さんに書いていただくというような形になりますので、人によっては整形の先生にお願いしたりとか、内科、外科とかというのは特に指定はありません。

なものですから、例えばかかりつけの先生が整形の先生で、でも認知が進んでとかとなると、なかなか整形の受診の時間の中では見られないものですから、もしあれでしたら、そちらの専門の先生に一度受診をしていただいて、そちらで主治医の意見書を書いていただきましょうかとかいうような、勧めたりとかというのは包括のほうでやっておりますので、また徘徊しているとか、何とかというのは、なるべく役場の包括のほうに連絡をいただいて、そこから訪問をして受診につなげていったりとか、介護申請につなげていくというのが包括の仕事になりますので、その辺、御近所の方からの連絡ともなるべく受けやすいような形で事業のほうを進めていければいいかなというふうには思っております。

○13番（定居利子君） 以前、やはり先生の意見書ですか、それが内科ならスムーズに書いていただけるんです、その状況を、常にそのかかりつけへ行っているから。そうでない、例えば今おっしゃったような整形とかになると、状況がわからないんですよ、整形の場合だと。そういった場合は、すぐに書いてもらえなかったとか、そういう状況等を聞いておりますので、今後そういうことのないように。

○8番（村木 脩君） 課長さんに97ページ、成果表のほうの、この中で各種いろいろな事業をやっているんだけど、人数的には比較がない、年々ふえていっているのか。これは結構効果あると思うんだよね、事業としては。これらの今後、こっちへ課長がおりてきてしまって、この後の事業展開というのはどのようにしていくのかというのを、ほとんどもうこれからは団塊の世代を対象にしてきてももういい時代に入っているわけだけれども、その辺について課長の見解聞きたい。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 委員おっしゃられるように、事業はこれから必要な対象者はふえるだろうということで、現在の方式で行きますと、施設に人を集めて教室を行うと、御承知のとおりアスド会館を中心に行っておりますので、アクセスが一番問題になると。今行われているのは、マイクロでの送迎というのが第一基準ということで、仮に募集をかけて交通の手段を持っていない人だけが申し込みをされるようになってくると、29人乗りのバスですから、およそ30人が1教室の枠組みという形は自然に決まってしまうような形なんです

ね。幸いにも今、運転免許を持っている方が多いので、それには限らないんですけども、やはり打ち出す募集人員はそのことを考えると30名という教室を組むと。

講師の観点から言いましても、一度に目の届いて、効果的に進められる人数というものもおよそ30人が限界の点かなと。そうすると教室数を多く持ったり、あるいはこまめに開催の場所をたくさん設けたりというのが今後必要になってくるのかなと思うと、1施設に頼るのではなくて公民館単位とか、地区単位、そういったもので教室を行っていく。幸いにも町には公民館が何カ所もございますので、そういうところを利用した教室もこれからは展開を図っていかないと、施策としてはうまくいかないのではないかなというふうに思っています。

○8番（村木 脩君） 太陽の村だっけか、茨城の。あそこらは自主的にやっている人がいるんだけれども、そういう公民館、いきいきセンターはやっているわな。そういうものが今、公民館に根づいてきているのかどうか。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 今の段階ではまだそういう自主的な活動というのはまずないです。もちろん、組み上げていく上では中心になって動いてくれる方はまず必要とするかなというふうに思うんですけども、以前そういう形でヘルスサポーターというか、ある程度、一番重要になってくるのは運動の指導をするよりも、リスクをどう見分けるかというところが一番重要になってくるものですから、その辺のことでやっぱりちょっと参加を募って勉強会みたいなものを行った経緯はありますけれども、やはり危険というか、こういうところにこういうリスクが隠れているよということを教えれば教えるほど、そこに手を出していくことを怖がってしまうというのが一番あると。

責任の所在というものも、もちろん町でやることですから、例えばある方をお願いしてやったにしても、所在は町にあるというふうに御説明を申し上げながら進んでいくんですけども、当事者とする、自分の目の前でもし何かあったら嫌だというのが一番多くて、なかなかそこがうまく進んでいかないところではあるんですけども、今後はそうは言っても、実質やっていかないと本当にどうにもならなくなって、もう少しちょっと方法を今検討して、最初は回っていくというか、職員、あるいは臨時職員で持ち回りをしていく形でちょっとスタートはしてみようかなというふうに考えております。

○8番（村木 脩君） リスクはみんなあるんだけれども、クロカンを歩いている人もそれぞれみんなリスクはあるんだけれども、それはやっぱり自己責任として管理してもらわなければならないところで、だからその辺ももう少しこれは自己責任でやってもらうんですよと、だから自主的に自分たちでやる方向へ行ってくださいということにしていかないと、いつま

でも役場がそんなものやっていたら、それこそ心臓麻痺でぼっといってしまったら補償してくれだとか、またそんな話になってくるし。

だから、その辺をこれからどういうふうに根づかせていくかという難しさはあるんだけど、その辺についてやっぱりもう少しならしていかないと、あそこへ来る人だけの数でやっていると、効果はあると思うんだけど。だから、その辺のこれから普及、大変だけれども、何とか区と連携したりしてやっていくとか、そういう方向で展開してください。

○委員長（飯田桂司君） ほかにありますか。

質疑ありませんか。

（「暫時休憩」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出全部の質疑を終結いたします。

これをもって議案第59号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第59号 平成26年度東伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時39分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、本委員会に付託された議案第62号 平成26年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を水道事業会計全般とします。

質疑ありませんか。

○1番（笠井政明君） すみません、ではちょっと1つお伺いします。

白田の百山荘の売買についての件なんですけれども、一応、取得を昔して、それを何とか売買したいという形にはなっていたと思うんですけれども、現状と今後どうしていくかということだけお伺いできればと思います。

○水道課長（木田尚宏君） 百山荘は平成17年のときに浄水場の用地として購入をしたということなんですけれども、その当時7,500万円ほどで購入しているということなんですけれども、実際、現在、浄水場の計画がなくなりまして、井戸によって浄水場は廃止する方向で井戸整備をしていくということで今進めておりまして、不動産会社に仲介を今出しているということなんですけれども、非常に片瀬白田地区、景気も悪いものですから、土地の動きもほとんどありません、今。なもので、1件も今のところ話が来ていないような状況です。

また、将来的に井戸で整備していった場合、配水池とかにも使える可能性があるんじゃないかということで、そういう辺もちょっと考慮して、土地の使用方法なんかを検討しているということです、今現在は。そういう状況になっています。

○1番（笠井政明君） その用途がちょっと売却するのか、今みたいに設置していくのかということなんですけれども、今現状がそのままになっていて、余り人が行くところではないんですけれども、結構、草木が生い茂ってしまっている部分とかもあるので、その辺とかは決まるまでは何もしないというお考えで今後も行くんでしょうか。それとも、一回更地にしてとかいう計画はないですか。

○水道課長（木田尚宏君） 現在、年に2回ほど、大体7月と10月ぐらいかな、シルバー人材センターに委託しまして、草刈りをやっています。この意見書のほうにもちょっと管理が行き届いていないということであるんですけども、実際には年2回草刈りのほうをやっておりまして、それ以上となるとまた面積ちょっと広がったりするものですから、なかなか水道課の職員自体も人数が非常に少ないものですから、ちょっと手が回らないのが現状です。

その辺でまた、それ以上の管理というんですか、今のところちょっと難しいかなという形です。更地にするにしても、金額が非常にかかりますので、今、水道会計非常に苦しい状況なものですから、そこまで実際手が回らないのが実情です。

○1番（笠井政明君） わかりました。

○13番（定居利子君） 関連ですけども、あそこの中の大きい木が倒れているのありますよね。あれを万が一、こちらの裏のうちで新しく建て直したうちがあるでしょう。あそこへもし倒れたらどうしますか。あの大きい木がもう中に倒れているんですよ。だから、そういう面も今後注意しないと、周りにうちがないからいいんですけども、奥に1軒あるんですよ。そういったところから何かそういう声を聞いていませんか。

○水道課長（木田尚宏君） 実際に門のすぐ近くのところにモミの木がちょっと倒木してしまっていて、それをチェーンソーなんかで切ったりしないととても手がつけられないような大きなものですから、それをちょっとシルバーさんに見積もりをお願いしている状況です。

実際、状況を見てまた危険性があれば伐採するなどの処理を検討していこうかなと思っていますけれども、倒れるような危険性ですね。

○13番（定居利子君） モミの木ですか。すごい大きい木が倒れているんですね。今後、そういうのも台風とか、そういういろいろ災害がある中で、気をつけていかなければならない部分があると思うんですよ。その管理のほうも、そしてなにかあれば、やはり水道課の、町の責任になりますので、そういう管理のほうをやっぱりしっかりとやっていただかないと、今現状ですと、すごい野放しみたいな、木がすごい生い茂ってちょっと危険だなという箇所もありますので、注意していただければと思います。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○11番（森田禮治君） 関連ですけども、門の外のお化け屋敷を壊さないと、あれはだよ。倉庫のほうに車も1台入っている。あれ、水道課のものだよ、あそこまで。門の外に1軒あるだろう。あそこも水道課の地所だからさ。百山荘の社長がいたところ。あれは中はいいさ、門があってちゃんと立ち入り禁止の看板も出ているから。外にあるだよ、道路の反

対側に。あれだけは壊すか何かして、金がないのに、壊さないと危ないということだよ。

○水道課長（木田尚宏君） またちょっと状況を見まして、危険性があればまた壊すなりという
ことも検討していきたいと思います。

見てみないことにはちょっとわからないものですから。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○8番（村木 脩君） 決算書の3ページの営業収益と営業費用4,400万、三角なんだけれども、この辺で営業収益と営業費用のほうがかかるということは、利益がでないということ、その辺の今後の見通しを教えてください。

○水道課長（木田尚宏君） まず、営業収益が非常に落ちましたのは、やはり大口使用者の料金収入が非常に減っているということです。使用水量が一番大口が熱川の分譲地の一番大きい分譲地さんが一番使っているところなんですけれども、そこが井戸を掘ってありまして、その井戸を雑用水として非常に使っているものですから、26年度の途中から基本水量になってしましまして、基本料金分しか入ってこないような状況になっているのが現状です。

また、熱川地区のホテル、旅館さんなんかも企業努力ということですかね。経費の節減ということで、雑用水に地区の水道をかなり使っているということで、源泉のうめ水とか、掃除用の水、そういったことで水道水の使用料がかなり減っています。そういうのが影響しているということです。

また、営業費用のほうでは、動力費が円安の影響で電気代が前年に対して5%ぐらい上がっています。もう7,000万円台に突入しているような状況です。

あと、会計制度の改正が26年度の4月から始まりまして、その影響で26年度は移行時期ということになりまして、今度は夏期の賞与なんですけれども、6月の期末勤勉手当、その分について引当金という形で予算化しなければならなくなりました。その関係で賞与引当金の繰入額を2年分26年度は見なければならなくなったということもあります。前年の26年6月に支給される期末勤勉手当、その分につきまして25年度に係る部分、これが月でみますと25年度の12月、26年の1月、2月、3月分、この分を過年度分として特別損失のほうで引き当てました。

それと、今度は27年6月に支給する夏期の期末勤勉手当、この分に対しては原水及び浄水費や、配水及び給水費、総係費、この3つの費用科目で賞与引当金繰入額として計上しています。この部分は26年12月と27年1月、2月、3月、この分を見てあります。

そういう関係で通常の年度の職員給与費よりも、さらに上乗せして見てありますので、26

年度は人件費がふえております。これは26年度だけの問題です。そういった絡みで4,400万の営業損失が出ています。

○8番（村木 脩君） その人件費の関係は総係費の中へ入ってきているわけ。

○水道課長（木田尚宏君） 総係費と、原水及び浄水費と、配水及び給水費、この3つの営業費用の中に入っています。原水及び浄水費は、浄水場の職員のもので。配水及び給水費は管理係のもので。総係費は業務係と私の給与費の分です。そういったものが予算計上されております。

○8番（村木 脩君） 減価償却費なんていうのは、どちらかと言うと利益の部分に入ってくるような部分もあるわけだよな。どちらかと言うと数字的にただ経費的に落としているんだけれども、それは実際には利益と勘定してもということ、4,400万の赤字でも大丈夫ということか。

○水道課長（木田尚宏君） 減価償却費というのは、現金の支出をしない費用でありますので、その分キャッシュ、現金が残っているわけなんですけれども、ただ、数字上なものですから、その部分が丸々現金があるよということでもないんですけれども。内部留保資金という形になりますので、4条、資本的支出、建設改良費の工事の費用とか、企業債の償還金、そういったものに充てる部分になってきます。

○8番（村木 脩君） 了解。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○8番（村木 脩君） ちょっと9ページのキャッシュフローのところ、ここで三角のついているやつが2,600万の大きいやつと、あと利息の支払い、この利息の支払いはあと何年ぐらいしていくのか。

それと、長期前受け金の戻し入れというのはちょっと内容を説明してもらいたい。

○水道課長（木田尚宏君） まず、利息の支払い3,052万8,772円ありますけれども、これは企業債が32ページ、ごらんいただきたいと思うんですけれども、3月末現在で11億8,541万3,458円あります。この一覧表に載っている利率、これは借りた利率なんですけれども、この利息の支払い分ということなんですけれども、これが完全に償還が終わるのが平成40年近くになって完全に起債の償還が終わるような形になりますので、それまで支払い利息も残るような形になると思います。

長期前受け金の戻入というものなんですけれども、これは会計制度の改正によって出てきたもので26年度から発生しております。これは現金は伴わない数字上の収益という形なんで

すけれども、これはみなし償却という制度、国の補助金とか、県の補助金なんかもらったときに、その部分を抜かして減価償却していいよというような制度があったんですけれども、それが26年4月から廃止になったんです。この廃止によりまして、みなし償却していた部分はその取得時にさかのぼって減価償却を行い、またその原価償却に見合う分を収益化しなさいよということになったんです。

みなし償却をまたしていない部分もありまして、みなし償却をしていないということは全部減価償却をしていたということなんですけれども、これが他会計補助金とか、工事負担金とか、受贈財産評価額とか25年度まで資本剰余金に載っていた償却資産の部分なんですけれども、その部分はさかのぼって減価償却というのは、もう減価償却していたもので減価償却する必要はないんですけれども、収益化はしなさいよということになったわけです。

収益化した部分というのは、その他未処分利益剰余金変動額という形で、利益剰余金のほうにぼんと載ってきてしまったわけなんですけれども、それはもちろん昔もらったものですから、現金なんかは一切関係なくて、数字上だけのものなんですけれども、25年度までその部分もらったものはその他未処分利益剰余金変動額という部分に利益剰余金として載ってきているんですけれども、26年度以降、その収益化する部分が出てくるわけなんですけれども、その部分が長期前受け金戻入という形で、単年度ごとに収益化されていくんですけれども、みなし償却していた部分というのは、さかのぼって減価償却するもので、その同じ金額を収益化するもので、行って来いでゼロになってしまうんですよ。利益剰余金はみなし償却していた部分は出てこないんですよ。

26年度以降は収益化した部分は長期前受け金のほうに入るんですけれども、その一緒の金額が減価償却費として26年度以降は出てくるもので、みなし償却の部分は行って来いでゼロになってしまうんですけれども、みなし償却をしていなかったものについては長期前受け金戻入額という形で載ってきてくるという形なんです。

そういう現金の支出を伴わない数字のみの収益の部分です。

○8番（村木 脩君） これは当分。

○水道課長（木田尚宏君） はい。決算書の7ページ、繰延収益という項目が貸借対照表のほうにあります。そこの（1）で長期前受け金、ここに国庫補助金とか、県補助金とか、他会計補助金と分担金、受贈財産評価額寄付金とありますけれども、この額が収益化累計額で長期前受け金戻入という形で載ってきた単年度のものがここに累計額がどんどん載ってくるわけなんですけれども、これが上の金額からマイナスされて、この上の金額がゼロになる

までずっと出てくるような形になります。

○8番（村木 脩君） 上の金額というところのこと。

○水道課長（木田尚宏君） 国庫補助金だったら1億4,380万477円とか、ここの部分が毎年、長期前受け金戻入という形で26年度以降でてきますので、その長期前受け金として出てきた部分が下の収益化累計額1億930万4,298円に27年度出てきた分とかが足されていくわけなんですけれども、これがどんどん1億4,380万になるまでずっと出てくるわけなんですよ。

上の金額がゼロになった時点で収益化が出てこなくなるんですけども、収益化というか長期前受け金戻入です。そういう形で上の金額がゼロになるまでは発生してくるという形です。

○8番（村木 脩君） もうすぐじゃないの。ゼロになるの。

○水道課長（木田尚宏君） どのくらいかかるかちょっとまだわからないんですけども、受贈財産評価額とかのところはかなり金額があつたりするものですから、まだ多少かなり年度はかかると思います。

○8番（村木 脩君） 了解。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

ありませんか。

○1番（笠井政明君） 多分、今、滞納とか未収金とかがあると思うんですけども、今全体的に何件くらいあって、金額ってどのぐらいになりますか。

○水道課業務係長（土屋秀明君） 未収金は決算書の6ページなんですけれども、流動資産の未収金の営業未収金、26年度末で5,708万2,063円になります。内訳、現年分が1,844万1,401円で収納率95.09%でした。過年度分は3,864万662円で収納率は30.96%でした。全体では86.77%です。

未収金の人たちに対しましては年3回、停水を定期的に行っています。7月、11月、3月に、昨年度は37件実施して、今年度も今後も悪質な滞納者については継続してやっていきたいと思っているところです。

あと、不納欠損といいまして、こちらで回収不可能な金額の欠損額なんですけれども、こちらは決算書やっぱり6ページの流動資産の未収金の中の貸倒引当金で処理している金額なんですけれども、1,371万1,085円になります。件数は72件で、内容は主に転出者とか、転居先不明者、死亡者などの水道料金なんですけれども、ホテル、旅館等の廃業がちょっとありまして、それが6件、不納欠損額の96%を今回占めております。

- 委員長（飯田桂司君） いいかな、1番。
- 1番（笠井政明君） はい。
- 3番（栗原京子君） その不納欠損のものは何年後に時効というか、処理される形になるのでしょうか。
- 水道課業務係長（土屋秀明君） 未収金の中のホテルとか、旅館とかの廃業したり、破産している部分につきましては、破産の決定がついたら随時その場で不納欠損をやるんですけども、通常は5年の時効を待って不納欠損を処理しております。
- 今を含めて不納欠損の中でも、まだ今年してない不納欠損だと、今ある未収金の中にまだ2,100万円ほど廃業したり、破産しているホテルの分が含まれておりますので、今後また出てくると思います。
- 水道課長（木田尚宏君） 未収金の中には非常に大口の実際もう取れなくなっているようなところも含まれているわけなんですけれども、実際、今現在、分納中のところというのもありまして、個人でかなり大きい金額があるようなところ、そういうところは分納約束なんかをして毎月集金に行ったり、そういう形で今やっていますので、そういうところも含めるものですから、5年という形で今やらせていただいているというのが現状です。
- 13番（定居利子君） 関連なんですけれども、例えばアパートとか、そういった住んでいらっしゃる方で未収があると思うんですよ。そういう場合は大家さんから連絡来るとか、例えば集金の通知が行って、納入されないからおかしいのかなと何回か集金に行かれて、それで発覚するとか、いろいろあると思うんですけども、どちらのほうを当局側としてはされていますか。
- 水道課長（木田尚宏君） 大家さんは余りちょっと関係ないような感じなんです。あくまでも水道使用者の方に請求して、滞納があれば督促を出して、それでも納めていただければ停水予告通知という形です。停水予告通知を年3回ぐらい出していますけれども、それでも納めない場合は停水という形、停水まで至るというケースは、会えなかったり連絡がとれなかったりする人がほとんどです。ある程度連絡がとれると、もう分納か、その場で納めていただく、または分割で納めていただく、そういうお話ができますので、停水に至ることはもうほとんど連絡がとれないとか、そういうような人がほとんどとなっています。
- 13番（定居利子君） そういう貸家にいた方が、ある日突然いなくなって、そのままアパートも放置してあるというケースも結構最近あると思うんですよ。そういうものの連絡は何カ月か、結局、未収金で残るんですけども、そういう連絡等が大家さんから行くのかな、

それとも水道課が何カ月後に把握するのかなど、結構そういうアパートってあるんですよ。

○水道課長（木田尚宏君） 確かに定居委員が言われているとお多いです。使用を中止するときにアパートを出るときに中止の届け出をしていただくのが普通なんですよ。その中止した日までの料金が出てきますので、それを納めていただくというのがいつもやっている業務なんですけれども、それを納めないで行ってしまう。大体、中止の届け出を出してくれる人は納めてくれることが多いんですけれども、何も言わずに夜逃げみたいに去って行って、そのままになってしまうような人が中にはいるんですよ。そういう人はやはり取れないですよ。町内に転居すれば取れるんですけれども、町外に行ってしまうと、なかなか取れないことが多いです。

大家さんのほうからも、そういう人は連絡が来る場合も少数ありますけれども、ほとんど連絡が来ないことが多いです。水道課のほうで料金がたまっていて、それで督促とか、停水予告とか出しますよね。それでも納めていないもんで、一定期間もう住んでいない状況だとかどわかったり、また検針の際、水道の指針がゼロで出てきますので、住んでいないな、それで基本料金がちょっとたまったりとか、そういうことで把握がされます。

○13番（定居利子君） そういう場合は、やっぱり不納欠損にすぐいたしますか。結局、そこに住んでいないという把握できれば、不納欠損にするしかないですよ。滞納でずっとそのまま置くのか。1年ぐらいたってから不納欠損するのか。

○水道課長（木田尚宏君） 時々また舞い戻ってくることもあるんですよ、町内に。そういう場合、把握してすぐ取ったりすることもあるんですよ。なもので、ちょっとの間は残しておかないと、前に2年ぐらいでやったりもしたんですけれども、一応今は5年ぐらいでやっているんですけれども、そんなに金額的にはものすごい金額じゃないもので、本当にわずかな金額なものですから、そういう人は舞い戻ってきたときにまた取れたりするものですから、また納付書を送ったりすると、親が納めてきたりするという方もあるんですよ。実家に帰って、その実家の親が納めてきたりということもあるんです、中には。そういうパターンもありますので、すぐにはちょっとやらないですね。

○13番（定居利子君） ホテル、旅館、営業者ですね。そういう滞納とか、事前にある程度把握、ああここはもう倒産しますよと、いろいろなうわさが出ると思うんですよ。そういったところは大体滞納しているんですよ。そういう例えば分納していただいているんですけれども、またそういうのも、結局倒産するというのを何カ月前から計画していて倒産ですから、きょうあれだから、あした倒産というんじゃないですからね、あれは。必ず弁護士さん

とか、事前に相談していて倒産の日を決めるんですからね。

そういうやっぱりいろいろな情報もつかんでおかないと、それで極力、分納はいいんですけども、なるべくもらわないとパーセンテージがすごく大きいじゃない。営業者というのは。以前にもそういう例があって、水道課に言ったことあるんですけども、もらえなかった。倒産の日もわかっていたんですけども、だから早くしたほうがいいよと言った日にちが倒産の日だったとか、そういう例もありますので、やはりいろいろな情報も得るようにして、少しでも滞納を減らすように、営業者のところは大きいですから、もらえるように努力してもらいたいと思います。

○水道課長（木田尚宏君） 今、本当に大口の営業をされている方の滞納というのは非常に少なくなりまして、ほとんど現状、26年に関しては余りないような形になってきています。もうほとんど悪質なところが大体、廃業とか、倒産とかしてしまったものですから、なものですから21年、22年、かなりそういった入ってこないようなところの金額が大きいわけなんですよ。21年、ことし不納決算した部分も大口の営業用が95%ぐらい占めていますので、非常に大きいんですよ。22年度の27年度に欠損する部分も、そういった部分が非常に94%ぐらい占めているような状況です。本当にわずかな旅館とか、事業者のところが多いんですけども、そういう状況がだんだん金額が少なくなっていくんですけども、24年にちょっとふえますけれども、ピークは21年、ことしです。これから徐々に少なくなってくるので、そういう状況です。

また、情報をいろいろ集めていきますので、またいろいろ情報をいただければと思います。どうもありがとうございます。

○8番（村木 脩君） 18ページの給水料及び収益比率を見ると、対前年比でほとんどマイナスなんだよな。KKRなんかも26年だっけか。こうやって見ていくと値上げはいつだっけ。

○水道課長（木田尚宏君） 27年、この6月の検針分からです。納期が来るのが7月からです。

○8番（村木 脩君） 26年度なんて言うと、ほとんどもう収益が出ないような数字的には出しているんだろうけれども、非常に厳しい綱渡りの26年、25年度もあれだっけか。

○水道課長（木田尚宏君） そうです。

○8番（村木 脩君） それでも、何も改善されていないよな。27年度の値上げで、上げた分でこれをカバーできていくのかな、減り続けるこの水道の使用料を。非常に厳しい、胃が痛くなるような課長さんだろうと思うんだけども。

○水道課長（木田尚宏君） 26年まで非常に使用水量も減ってしまっていて、その傾向は27年度も

ずっと続いています。27年度も8月の検針ぐらいいまちょっと終わったんですけども、累計で前年より使用水量6%ぐらい減っています。非常に厳しい状況です。

値上げしましたけれども、私としては25%料金改定したもので、料金収入も25%ぐらい上がるのかなと思っていましたけれども、非常に悪いです。使用水量がものすごい減っているものですから、8月の検針も前年度対比で、値上げしたにもかかわらず16%ぐらいも伸びていないです。そういう状況です。

○8番（村木 脩君） 値上げ分は、その減りとペイしてしまっているんだよな。26年は井戸掘らなかつたんだっけか。今のこの工事費なんかも見てみて、もう工事もやれなくなる、だんだんな。会計は違うんだろけれども、そういう中で役場なんかはもらっていないじゃん。もらえよ。庁舎から。家賃払ってもいいからさ、もらったほうが得じゃないのか。

○水道課長（木田尚宏君） 一般会計のほうも非常に厳しい状況ということを知っておりまして、料金審議会のほうの答申でも、一般会計から繰り入れしてくれということを書いてあるんですけども、実際もうそういうような状況じゃないものですから一般会計も。お金を入れてくれるような状況でもあり得ないものですから、水道事業のほうも今までも節約していたんですけども、これからは経費の節減ということで、人員も1名、27年度減りまして、業務係が減って12名になっておりますので、職員の平均年齢なんかも非常に若返って、人件費の負担が少し減るような形になっておりますので、またほかの費用面でも減らせるところは減らしてという形でやっていきたいんですけども、水道事業の運営が回らなくなってしまうものから、その辺の兼ね合いが難しいところですよ。

○8番（村木 脩君） 今までずっと節水PRをして、ここへ来て使ってくださいとは何だか言えないしな。非常に厳しい。来年、退職だっけか清さん。来年また若返るな、そうすると。

本当に、俺、水道課見ていて、この先どうなるんだろうと言って、一刻も早く井戸を掘り当てて、浄水場のほうだって相当痛んでいるよな。直さないで我慢していろいろ自分たちで修理したりしてやっているんだろうけれども、だからあの辺のやっぱりこれから浄水場をなくすわけにいかないし、全部井戸で賄うなんて言ったら大変な話だろうし、ポンプを小さくするといってもできないし、金がないし。だから、その辺の小さくしたくてもできない、このジレンマがずっと続いていくんだろうなという、それも厳しいなという気はするんだけど、本当にこれ値上げしても使用量は減る、この繰り返しになっていってしまうと思うんだよ。だから、もうあと20なんて上げられないと思うんだよな、当分は。その辺をどうやってやりくりしていくのか。本当にいろいろな面でアイデア出して、大変だけれども、何とか

やりくりをしてもらいたいなど。

でも、今、石花海さんのあそこだとか、東海さんだとか、またふえたところもあるわけだ。そうやって景気が好転してくれば、そういう施設もまたできてくるのかなと期待するんだけども。何とか、いろいろ努力していただきたいと思います。

○水道課長（木田尚宏君） 本当に非常に苦しいのが現実です。使用水量がもう本当に右肩下りの状況がずっと続いているもので、それが緩やかになってくれればいいんですけども、水平ぐらいにですね。そういう状況じゃなくて、ますます下がっているような状況なものですから。

○8番（村木 脩君） それは人口の減少と一緒にいると思うんだよ。

○水道課長（木田尚宏君） そうですね。

経費節減努力といいますか、水道事業も企業ですけれども、一般の旅館、ホテルさんもちろん企業ですから経営努力というものがあると思うんです。いかにお金を使わないで経営していくかということだと思いますけれども、そういうことが水道事業に響いてきているというのが現実ですよ。

ですので、やはりポンプアップしている電気料金、そういったものを削減するには、やはり今進めている井戸、そういうものを高所に井戸を整備していくということが一番重要なことになってくるんじゃないかなと思っています。

○8番（村木 脩君） それで、もし今掘っているところが出たとすると、白田からのう回路を上げるポンプってとめられるのか。とめられないよ、やっぱり。ある程度あのタンクを生かしておかなければならんだろうから、それでそこを上げる経費で年間二千何百万だっけか。それが浮いてくるということ。

○水道課長（木田尚宏君） 1本掘っただけではとても賄えるような量じゃありませんので、25年度ぐらいの数字を見ますと、一番ピーク時で稲取のほうに5,000トンぐらいを日量供給しているような形ですので、5,000トン白田の浄水場から送水している分が賄えるような量の井戸を掘って、今、給食センターの横の稲取配水地に入れるようなことができれば、白田の第1中継、第2中継のポンプを廃止ということも考えられますけれども、そこまで掘れるかどうかですよ。水量が確保できるかということになると思うんですけども。

○8番（村木 脩君） それと、唐沢へ行っている井戸が1本あるよね。

○水道課長（木田尚宏君） 3号井戸ですか。

○8番（村木 脩君） 自分たちで掘った井戸が、農業用の。あれ多分ふれあいの森の中にあ

るんだよ。ああいう井戸が昔はあそこにハウスがずっとあって、今、分譲地になってしまって、そういうものの水を昔ほどいらなと思うんだ、農業用で。そういうものを逆に水量の半分を分けてもらうとか、そういう話し合いというのはしたか。

○水道課長（木田尚宏君） まだしていないですけども、これからその水量がどのくらい確保できるか、井戸を掘った段階で揚水試験なんかやってわかるわけなんですけれども、ただ県の認可がありまして、全部が全部認可されるわけじゃないんですよ。地下水の保全とかのために揚水量の7割ぐらいとか、そういう量ぐらいしか認可を受けることができないので、1,000トンもし出たとしても700トンぐらいじゃないかなという感じなんです。

そういうのをいろいろ今後、何本か井戸を掘って集計しまして、足りなければまた民間の井戸、そういったところと話をして町に分けてもらえることができるのであれば、そういったものを活用していくということも考えていかなければならないと思います。

○8番（村木 脩君） 自然流下ということを見ると、掘る場所も限られてくるんだろうと思うんです。だから、そういうものも少し頭に入れておいて、水道行政頑張ってください。

○水道課長（木田尚宏君） ありがとうございます。

○委員長（飯田桂司君） ほかに質疑ありますか。

○11番（森田禮治君） 先ほど課長が言った熱川の水道の利用状況。基本料金ぐらいで、ただこれを使うところで蛇口が一緒になっているか、別になっているかの問題で、結局、大腸菌でも入って水に入っていると、今度は町のやつの水道に大腸菌が、蛇口が一緒だとそういう可能性も出てくるわけだ。だから、それまで水道課が調べられるかどうかかわからないけれども、人の台所だから。そういう面がうんと危険性はあると思うんだよ。

○水道課長（木田尚宏君） もちろん配水管別ですよ。もう一緒だったら絶対それは違法行為ですので、やってはいけないことですよ。町の水道の管とその地区の水道の水が一緒になっていたら本当にまずいことです。だから、もちろん別々にしていると思いますけれども。調べるということは町ではちょっと今は。

○11番（森田禮治君） ちょっと難しいかな。

○水道課長（木田尚宏君） 何か問題があれば保健所なんかが入るでしょうけれども。

○11番（森田禮治君） そういう面もまた検針は業者がやっているか。何かで機会があったらちょっとのぞかせてもらったり何かして、調べておく必要がある。それこそ大腸菌でも町のあれから出たなんてなったら、本当にどうしようもないもの。そういう雑排水を使っているところは、特にそういう危険性があるんだよな。蛇口が一緒と。

- 8番（村木 脩君） 屋内の話になると町は関係ないよな。
- 13番（定居利子君） 浄水場の件で、今、職員は5名ですか。
- 水道課長補佐兼浄水場係長（鳥澤 清君） はい。
- 13番（定居利子君） 大丈夫ですか。前回は何かちょっと病気の人が入って大変なんですよということを伺ったんですけれども、今うまく回っていますか。やっぱり人数少ないといろいろと病気が起きる。
- 水道課長補佐兼浄水場係長（鳥澤 清君） 今、1人休んでいた人が今月から2回ほどやるようにはしているんですけれども、今後もどうなるかちょっとわからないですけれども、一応練習というか、2回ほどやるようにはしました。
- 13番（定居利子君） 少ない人数でやると、健康管理も人が足らなくなるので、やっぱりほかの人たちにも影響があるので、よくよくその辺注意して、5人なら5人体制にしていかないと、やっぱりほかの方たちに支障が起きると思いますので、いろいろと当局側とも相談しながらやっていただきたいと思います。
- 水道課長補佐兼浄水場係長（鳥澤 清君） わかりました。何とかその辺やるように。
- 委員長（飯田桂司君） ほかに。
（「なし」の声あり）
- 委員長（飯田桂司君） なしと認めます。
これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結します。
これより議案第62号 平成26年度東伊豆町水道事業会計決算認定についてを採決します。
本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。
（「委員長、意見つけておこうか」の声あり）
- 委員長（飯田桂司君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時29分

再開 午前 11時30分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開します。

当委員会に付託された議案に対し、委員会のまとめとして要望事項や希望意見がありましたら委員長の報告に付したいと思います。

要望事項や希望意見はありませんか。

○8番（村木 脩君） 今後の運営が26年度の決算を見てますます厳しくなるなというのが見えるもので、その辺について26年度決算から割り出した今後の使用料、そういったものについての厳しさというものを意見として一緒に提出しておいたほうがいいのかという気はするんだけど、どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） ただいまの意見を報告書に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告書に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時31分

再開 午前 11時36分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

次に、本委員会に付託された議案第60号 平成26年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○8番（村木 脩君） 80万円の旅館組合への土地貸付料、これは下げてくださいとかないんです

か。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 80万円の土地貸付料でございますけれども、申し合わせ書によりまして、3年ごとに改正に20万円ずつ下げるということで漁協と申し合わせを交わしております。一応、平成36年度をめどにゼロになってしまうということで、そのような形に今現状なっております。

○8番（村木 脩君） 配分金が結構あるんですけども、今も天草をやっている漁師さんは栗田さん以外にふえてきたのかな。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 今現状1隻のまま変わらないです。一応、去年に漁協の会議が行われた中で、アクアリングを使った漁ができるような改正をしたということで、今後、その漁獲量が上がってくるのかなということで今期待をしているところでございます。

○8番（村木 脩君） 稲取の天草ってほとんど静岡に行ってしまうんだよな。だから、その辺が地元消費にも少しは回らないのか。その辺について、財産区のほうから申し入れをするとか、そういうことはしませんか。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 一応、そういった仕入先等の話は委員会の中では出ていないんですけども、やはり稲取の天草は日本一だというふうに言われておりますので、またその辺も踏まえて地元でも使えるようなことも検討していきたいというふうに考えております。

○8番（村木 脩君） キンメばかりブランドにしないで、これももともと昔からのブランド品なもので、その辺をもう少し活用するように漁協側に申し入れ、何かそういった手だてをほしいなという気がする。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） はい。そのように検討させていただきます。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○1番（笠井政明君） 1番です。

その上の土地貸付料と書いてある16万のところなんですけれども、ごめんなさい、これのちょっと内容を教えてください。6ページの今の配分金とかのところの細節1です。

○企画調整課長（向井青一君） 16万370円の関係ですが、こちらにつきましては、ホンダモーターズさんですか、そちらに土地を貸し付けるということで11万7,850円、そのほか大井川光雄さん3万1,520円、NTTドコモ1万1,000円の3件の内容でございます。

○委員長（飯田桂司君） ほかにありますか。

○8番（村木 脩君） 土地の売却料、26年度決算余り関係ないんだけど、その所在は

今でもつかんでいますか。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 平成23年にハイキャットのほうに土地と宅地、宅地に関しては無償でしたけれども、1,250万円で635平米を売却しております。その1,250万円に関しましては、23年度の一般会計へ繰り出したということで一応決算のほうではそうなっております。

○8番（村木 脩君） 了解。

○13番（定居利子君） 私もこの管理委員会に入っているんです。この1,250万円、町で管理しているということで、将来的にはこれは漁協へ行くという形になっているんですけども、それはやっぱり漁協が建物とか、そういう計画があってやっているのか、遠まわしで管理しているなのか。

○企画調整課管財係長（岡田賢一君） 1,250万に関しては、一般財源へ繰り入れたということで、使途に関してはそのような話にはなっていると思うんですけども、一応漁協の計画的なものがちょっと今わからないものですから、将来的にそういったところに出せるのかなという部分はあるんですが、一応、財政側のほうのちょっと話もまだ聞いていないものから。

○13番（定居利子君） 了解。

○委員長（飯田桂司君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第60号 平成26年度東伊豆町稲取財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに

決しました。

引き続き、風力のほうへ入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、本委員会に付託されました議案第61号 平成26年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑の対象を歳入全部とします。

質疑ありませんか。

○8番（村木 脩君） 5ページの1,278万3,000円の売電収入の減額理由、これはとまっていたのか。風がなくて起きなかったのか、その辺を教えてください。

○企画調整課地域振興係長（梅原 巧君） 例年、この年、冬の時期が本来は稼げる時期なんですけれども、この年の1月、2月が風がなすぎたり、強すぎたりということで、稼働が非常に不安定でして、稼げませんでした。それが一番の原因です。

強過ぎてもとまってしまうものですから、本当に不安定でした。

○1番（笠井政明君） すみません、歳出のところ……

○委員長（飯田桂司君） ちょっと今、歳入というところで聞きましたけれども、一応、歳出も一緒に。歳入歳出全般といたしますので。

○1番（笠井政明君） 歳出のところでちょっと教えてください。

公債費のところでは元金と利子、7ページ8ページの2款1項1目、2目元金、利子というところで金額が入っていますけれども、こちらあと残金どのぐらいで、あと何年ぐらいですかというのをちょっと教えてください。

○企画調整課長（向井青一君） 返済が平成30年度までになっております。元金と利子の残ということでしょうか。

○1番（笠井政明君） はい。

○企画調整課長（向井青一君） すみません、ちょっと計算していないけれども、すみません。26年度末で元金が9,267万8,980円、利子が294万3,890円、合わせて9,562万2,870円となっております。

○1番（笠井政明君） 一応これは毎年同額で支払っていく感じでしょうか。

○企画調整課長（向井青一君） 毎年、元利均等というような形になっております。

○1番（笠井政明君） わかりました。

○8番（村木 脩君） 今、基金の年度末残高で言うと3,300万ぐらい、そうすると今、何年

目だけ、今の風車が何年目なのかと、それとこの3,300万で取り壊しの基金としては幾ら置いておきたいのか。その辺をお聞きしたいです。

○企画調整課長（向井青一君） 建築から12年目になっています。平成15年建設ですから12年目になっております。

基金を幾ら置いていくかということですが、30年で償還が終わりますので、そこからは今の償還2,400万ぐらいが元利均等の償還ですので、2,400万はその30年を過ぎれば、そのままそっくり事故等がなければそれについては基金のほうに積み増しはできるかと思えます。

今後、さらに今、繰出金で1,500万前後、毎年していますが、事業等も精査し、積み立てに回せる基金を残すような方向では考えております。

○8番（村木 脩君） 償却年数と取り壊しの費用を幾らぐらい見込んでいるのか。また、時代によって少し変わってくるんだろうけれども。

○企画調整課地域振興係長（梅原 巧君） 一般的には償却期間20年と言われておりますので、20年は動かせるという算段をしております。

解体の件なんですけれども、大分前に約1億円かかるというような試算がありましたけれども、私個人の考えでは鉄が売却できますので、そんなにはかからないと思っているのと、あそこの場所をどう活用するかによって、解体含めて一般の業者に何かやらせるとか、今後の方針を今また考えていかなければならないなどは思っておりますけれども、解体のみでいきますと1億と言われていましたが、私の算段では半分もかからないんじゃないかと思っております。

○8番（村木 脩君） そして、30年の償還で20年で償却来てしまうということになると、償却してもあとどれぐらい残る。30年償還と言ったら。

○企画調整課長（向井青一君） 平成30年で償還終わるということです。

○8番（村木 脩君） 細野高原なんかは検証したか。反対されて、稲取側と何メートルも変わらないんだけど、ほとんど影響は稲取に来ているんだけど、あれを反対して、河津の、要するに向こう側へ持っていかれたということで、大体幾らぐらいの町は損失を出したとか、そういう試算というのはしているかな。今、稲取側に何基あるんだっけか。

（「3基です」の声あり）

○8番（村木 脩君） 3基だから、そのあと幾つ、1基幾らとして、計算すれば大体分かるんだけど。あそこは地代もあるだよな。

○企画調整課地域振興係長（梅原 巧君） 企画調整課としましては、ちょっと岡田係長のほ

うにも関係するんですが、土地貸付料だけで言いますと27万円ほどしか入らないです。申しわけございませんが、あの3基の償却資産が幾ら入っているかはまだ今後ですので、私はまだ見たことがございません。申告内容を見てみないとわかりませんので。

あと、補足ですけれども、あの21基で年間売電収入は18億円ぐらいあるのかなと思っていますので、事業所税ですとか、そういうものが莫大になってくる、河津町さんは莫大に入るというふうには個人的には思っていますけれども、実際には申告内容を見てみないとわかりません。

○8番（村木 脩君） それはまた固定資産だから1月1日か、そうすると来年数字が出てくるんですけども、またそこいらを一回検証してみてください。何でも反対して稲取側にみんな影響だけ出て、何も金が入らないというのは、そういう反対の仕方というののもちょっとでかい魚を逃がしたかなという気はするんですけども、その辺の検証をまたお願いします。

○企画調整課長（向井青一君） その件については、また1月以降、検証させていただきたいと思います。

○委員長（飯田桂司君） ほかに。

○13番（定居利子君） 売電収入なんですけれども、これ契約で昨年よか少し上がっているんですけども、これは年々の契約なんですか。何年に再契約だとか。

○企画調整課長（向井青一君） 売電契約につきましては、一応、昨年度消費税の値上げ3%されたものですから、5%から8%になりましたので、その関係の増というような形になります。

○13番（定居利子君） 今、20.01円ということで、消費税込みの金額ということですけども、今、一般家庭で売電した場合、すごい単価が安いんですよね。4円、5円とかというお話も伺っているんですけども、これは結局風力が回る間中この金額で東電さんとの契約をやれるんですか。

○企画調整課地域振興係長（梅原 巧君） 風車につきましては、建設から20年という形になっておりますので、単価上げていただきましたけれども、あと8年ほどでその単価は下がる見込みです。ですけども、どういうふうになるかは今後の国との調整次第だと思っておりますので、風車がでも耐用年数が20年ですので、もしかしたらそのころにはもうほかの建てかえになるのかどうなのか、また検討していかなければならないということになります。

一般家庭の太陽光の売電ですか。32円になっているはずですよ。あくまで一般家庭ですと、そうなるはずなんですけれども、ただ事業内容、営業でやる内容によってはまた単価が違う

と思いますので、そのあたりはどういう交渉内容でどんな金額になるのかというのが、ちょっと調べておりませんけれども。

○13番（定居利子君） 一般で32円ということで金額高いですね。

○企画調整課地域振興係長（梅原 巧君） と聞いております。

○13番（定居利子君） 聞いたらうんと安くてということで。

それで20年ということですがけれども、20年後に20円で契約してくれるかどうか分からないですよね。下がる可能性もあるということで、そうすると売電収入も少なくなるし、一般会計への繰り入れも今後、あと3年後にははっきりとは分からないということですよ。

○企画調整課地域振興係長（梅原 巧君） すみません、耐用年数が20年ですので、あと8年間は20円で買い取っていただけるはずですよ。

○13番（定居利子君） 了解。その段階で壊れる可能性もあるということですよ。

○委員長（飯田桂司君） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出全部の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 平成26年度東伊豆町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午前 11 時 58 分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

以上で本委員会に付託された案件の審議は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、委員会報告書につきましては、来る 9 月 24 日の木曜日、午後 1 時より検討したいと思っておりますので、御出席お願いいたします。

その前に副委員長方よろしく。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 59 分

平成 2 7 年

特別会計決算審査特別委員会記録

平成 2 7 年 9 月 2 4 日

東伊豆町議会

特別会計決算審査特別委員会（第3日目）記録

平成27年9月24日（木）午後1時02分開会

出席委員（6名）

1番	笠井政明君	3番	栗原京子君
7番	飯田桂司君	8番	村木脩君
11番	森田禮治君	13番	定居利子君

欠席委員（なし）

その他出席者（なし）

当局出席者（なし）

議会事務局

書 記 木村昌樹君

開会 午後 1時02分

○委員長（飯田桂司君） 皆さん、こんにちは。

特別会計の決算審査の報告ということででき上がりましたので、きょうは読み合わせというところで行いたいと思います。

ただいまの出席委員は6名で、委員定数の半数に達しております。よって、特別会計決算審査特別委員会は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、決算審査に伴う委員長報告の検討についてです。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時16分

○委員長（飯田桂司君） 休憩を閉じ、再開いたします。

委員長報告書について、訂正及び追加等ございませんか。何かどこか気がついたところがありましたらお願いします。

何かありますか。

10ページの意見はこんなぐあいでもいいですか。最後のページですけれども、（意見）ということで意見ですけれども、ほかのものは書いてありますけれども、一応、水道会計について意見をつけましたけれども、ほかにも意見を何かつけるものがありましたら。

○8番（村木 脩君） 5ページの2段目の8万100円というのは、これはこの表記でいいの。万をいれなくて。ここだけ何か実数が入ってしまっているんだけど。

○委員長（飯田桂司君） 5ページの②の7款1項1目の高額医療の関係で8万100円と万を入れてください。

○委員長（飯田桂司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯田桂司君） では、なしと認めます。

これをもって特別会計決算審査特別委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯田桂司君) 御異議なしと認めます。よって、特別会計予算審査特別委員会を閉会することと決しました。

これをもちまして、特別会計決算審査特別委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時21分